

# 高松市・国分寺町合併協議会 第 10 回会議

## 附属資料（新規提案分）

### 目 次

1 「都市提携について」に関する資料（協議第 33 号）	-----	1 ~	3
2 「コミュニティ施策について」に関する資料（協議第 34 号）	-----	4 ~	15
3 「障害者福祉事業について」に関する資料（協議第 35 号）	-----	16 ~	31
4 「高齢者福祉事業について」に関する資料（協議第 36 号）	-----	32 ~	48
5 「その他の福祉事業について」に関する資料（協議第 37 号）	-----	49 ~	72
6 「保健衛生事業について」に関する資料（協議第 38 号）	-----	73 ~	109
7 「商工・観光関係事業について」に関する資料（協議第 39 号）	-----	110 ~	127
8 「農林水産関係事業について」に関する資料（協議第 40 号）	-----	128 ~	148
9 「消防防災関係事業について」に関する資料（協議第 41 号）	-----	149 ~	156
10 「学校教育事業について」に関する資料（協議第 42 号）	-----	157 ~	165

協議第33号資料

「都市提携について」に関する資料

国外都市との提携について .....	2
国内都市との提携について .....	3

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 1 都市提携		部 会 名	総 務
分 類		国外都市との提携			
		現 況			
項 目	高 松 市	国 分 寺 町			
1 都市名及び提携年月日	国外3都市と提携 (姉妹都市) ・セント・ピーターズバーグ市(アメリカ) 昭和36年10月5日都市提携 ・トゥール市(フランス) 昭和63年6月3日都市提携 (友好都市) ・南昌市(中国) 平成2年9月28日都市提携	該当なし。	問 題 点 ・ 課 題 国分寺町では、国外都市との提携は締結していない。		
2 交流事業	・各種交流活動を行うほか、市民レベルでの交流の促進に努めている。 ・姉妹・友好都市との盟約及び議定書の趣旨に則りお互いの都市の親善・友好を促進するため、親善代表団の派遣及び受入を行っている。 ・南昌市行政研修生を毎年1名受け入れているほか、セント・ピーターズバーグ市から高松第一高等学校英語科非常勤講師を1名招聘している。	該当なし。	対 応 策 		
3 姉妹都市委員会	(名称) 高松市姉妹都市委員会 (活動内容等) ・姉妹・友好都市交流事業の実施状況等について審議する。 ・姉妹都市委員会委員・8名	該当なし。	調 整 案 高松市の制度に統一する。		

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 1 都市提携	
分類	国内都市との提携	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 都市名及び提携年月日	<p>国内3都市と提携 (姉妹城都市) ・彦根市(滋賀県) 昭和41年8月15日都市提携</p> <p>(親善都市) ・水戸市(茨城県) 昭和49年4月13日都市提携</p> <p>(友好都市) ・矢島町(秋田県) 平成11年10月27日都市提携 平成17年3月22日合併予定</p>	<p>該当なし。 ただし、平成12年11月の第1回全国国分寺サミット以降、栃木県国分寺町と交流を続けており、平成16年9月議会で友好都市締結の議決をし、10月29日に栃木県国分寺町で調印式を予定していたが台風の災害復旧等により、調印式が延期され、改めて調印式を行う予定。 なお、栃木県国分寺町は、平成17年10月に近隣2町と合併を行い「下野市」となる予定。</p>
2 交流事業	<p>・3市(水戸市、彦根市、高松市)の親善と友好を深めることを目的に、3市が持ち回りで開催地となり「3市の観光と物産展」を開催しており、これまで高松市で開催する際には、矢島町、高松町(現かほく市)を加えた3市2町の物産展として開催している。</p> <p>・矢島町で行われる「産業文化祭」に参加し、物産の実演販売を行っている。</p> <p>・各都市とのスポーツ(交歓野球大会等)交流事業を実施している。</p> <p>・各都市において開催されるまつり等のイベントに参加している。</p>	<p>お互いの各種イベントに参加する等、町、議会、関係団体からなる親善交流をしている。</p>

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・提携先、提携予定先が異なっている。 ・国分寺町は、現時点では都市提携を結んでいない。</p>

対 応 策
<p>・高松市の制度に統一する。 ・国分寺町が予定している都市提携の取扱いについては、相手先の合併の動向を踏まえるとともに、その意思等も尊重し、地域間交流等のあり方も含め、合併時までに調整するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 国分寺町が予定している都市提携の取扱いについては、相手先の合併の動向を踏まえるとともに、その意思等も尊重し、地域間交流等のあり方も含め、合併時までに調整するものとする。</p>

「コミュニティ施策について」に関する資料

自治会活動推進事業について	5
地域コミュニティ推進事業について	6
広報紙等配布について	7
地域ふれあい交流事業について	8
防犯灯設置等補助事業について	9～10
安全で安心なまちづくり推進について	11
高松市ボランティア・市民活動センターについて	12
消費者行政の推進について	13～14
集会所等設置補助事業について	15

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	自治会活動推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 自治会の概要	(平成16年4月1日現在) ・地区(校区)連合自治会数 35 ・単位自治会数 1,549 ・加入世帯総数 98,534 ・自治会世帯加入率(%) 72.60	(平成16年4月1日現在) ・地区(校区)連合自治会数 なし ・単位自治会数 339 ・加入世帯総数 6,357 ・自治会世帯加入率(%) 77.71
2 自治会活動支援補助	(各地区(校区)連合自治会に対する補助) 1世帯当たり165円 1単位自治会当たり2,000円  (自治会長報償) 該当なし。  (自治会長会出席報奨金) 該当なし。	該当なし。
3 自治会加入・結成促進奨励	・内容 新たに世帯が単位自治会に加入した場合、又、新たに単位自治会を結成した場合に補助  ・補助金額 一世帯当たり2,000円	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・国分寺町では、自治会活動支援補助及び自治会加入・結成促進奨励を実施していない。 ・国分寺町では、連合自治会が組織されていない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時までに、国分寺町地域において、連合自治会の組織化を促す。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	地域コミュニティ推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 地域コミュニティ構築支援事業	<p>・内容 各地区(校区)の連合自治会を中心に各種団体等で構築される「地域コミュニティ組織」の運営、活動、地区コミュニティプラン策定に関する事業に対し補助金を交付</p> <p>・補助対象期間 認定された年度及び翌年度の2年間</p> <p>・補助金額.....年間20万円以内</p>	該当なし。
2 まちづくりアドバイザー設置事業	<p>地域コミュニティ組織の構築や地区コミュニティプラン策定にあたり、各地区の進捗状況に応じたアドバイスを実施するため、まちづくりの専門家であるアドバイザーを年4回設置し支援する。</p>	該当なし。
3 地域まちづくりサポーター制度	<p>・内容 市職員の中から、公募により、ボランティアとして、地域まちづくりサポーターを認定し、地域コミュニティ組織の結成や地区コミュニティプランの策定作業等に参加し、助言や情報提供、関係課との連絡調整を行う。</p> <p>・認定期間 組織結成から3年間</p>	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	広報紙等配布業務	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 配布方法	連合自治会を通じて配布 市(宅配) 自治会長 班長 各世帯	各自治会を通じて配布 町(職員が送付) 自治会長 班長 各世帯
2 配布回数	月2回	月1回
3 配布手数料	配布業務に対し自治会へ配布手数料を支出 1回1枚当たり5円(1世帯)	配布業務に対し、自治会長へ各自治会の世帯数 に応じて配布手数料(年間)として、国分寺町商品券 を支出。 世帯数 1～ 5戸 500円券×戸数 世帯数 6～10戸 500円券を10枚 世帯数11～15戸 500円券を10枚+500円券1枚 世帯数15～20戸 500円券を10枚+500円券2枚 以下5戸毎に500円券を1枚ずつ加算する。
4 広報紙配布時 傷害保険	連合自治会連絡協議会に対し、広報紙配布時傷 害保険料を補助	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・配布方法及び回数異なる。</li> <li>・配布手数料の額の算出方法に差異がある。</li> <li>・国分寺町では広報紙配布時傷害保険料を補助していない。</li> </ul>

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	地域ふれあい交流事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 内容	<p>各地域の創意工夫により、それぞれの特色を生かしながら、地域ぐるみでふれあい・交流のまちづくり事業を実施する団体に対し助成する。 *対象 市内35地区(校区)で設置した団体 15年度実績 25団体 総額11,670千円</p>	<p>おおむね10戸以上で構成する自治会を単位とし、住民の自主的・自発的な地域づくり活動などに対して補助金を交付する。(15年度から実施)  15年度実績 11自治会 総額418千円</p>
2 補助率	事業費の1/2以内	事業費の1/2以内
3 補助限度額	50万円	5万円

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
内容及び補助限度額に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	防犯灯設置等補助事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 防犯灯新設 工事等	<p>[新設工事] ・補助基準 市長が指定した20ワット蛍光防犯灯を、原則として既存の電柱に設置するとき ・補助率等.....100%補助</p> <p>[切替工事] ・補助基準 既存の白熱防犯灯を新設工事に準じて、蛍光防犯灯に切り替えるとき ・補助率等.....100%補助</p> <p>[移設工事] ・補助基準 既設の防犯灯のうち電柱の建てかえ、又は道路の変更その他により、灯具を移設するとき(水銀灯は除く。) ・補助率等 工事費の50%補助(限度額9,000円)</p> <p>[補修工事] ・補助基準 既設の防犯灯のうち灯具(白熱電球、管球類交換は除く)を修理するとき(水銀灯は除く。) ・補助率等 工事費の50%補助(限度額9,000円)</p>	<p>[新設工事] ・補助基準 町が施行するもの以外で、自治会等が既存の電柱に設置するとき ・補助率等.....定額制 13,000円(1灯当り)</p> <p>[切替工事] 該当なし。</p> <p>[移設工事] ・補助基準 高松市と同じ。</p> <p>・補助率等 定額制 13,000円(1灯当り)</p> <p>[補修工事] ・補助基準 高松市と同じ。</p> <p>・補助率等 定額制 13,000円(1灯当り)</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
補助基準及び補助率等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	防犯灯設置等補助事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
2 防犯灯維持管理	<p>[蛍光灯管球類・白熱電球の交換]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助基準</li> <li style="padding-left: 20px;">蛍光防犯灯等の管球類を交換するとき</li> <li>・補助率等.....100%補助</li> </ul> <p>[電気料金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助基準</li> <li style="padding-left: 20px;">蛍光防犯灯、白熱防犯灯及び水銀防犯灯のうち市長が指定したもの</li> <li>・補助率等.....100%補助</li> </ul>	<p>[蛍光灯管球類・白熱電球の交換]</p> <p style="padding-left: 20px;">管球交換については町内全域、町で実施している。</p> <p>[電気料金]</p> <p style="padding-left: 20px;">該当なし。 自治会が設置した防犯灯の電気料金は自治会が負担している。</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	安全で安心なまちづくり推進	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 推進内容	市、市民及び事業所が協働して、犯罪等のない明るいまちづくりの実現を図るもの。	町、町民等が協力して、犯罪等のない明るいまちづくりの実現を図る。
2 啓発事業	「高松市安全で安心なまちづくりに関する条例」(平成15年9月1日施行)の趣旨等を掲載したパンフレットを作成し、広く市民に周知するとともに、啓発活動を実施する。	町広報紙等で犯罪のない安全安心なまちづくりのための啓発活動を実施する。
3 推進体制	「高松市安全で安心なまちづくり推進協議会」 ・委員数 15人以内 ・委員構成 自治会・PTAなどの各種地域団体と学識経験者や各所轄の警察署など ・委員報酬 6,700円/日	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
国分寺町では推進体制がない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	高松市ボランティア・市民活動センター	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 施設概要	・場 所 高松市田町 ・面 積 約95.55㎡	該当なし。
2 開館日等	・開館日・時間 平日：午前10時～午後7時 土・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日：午前10時～午後5時 ・休館日 毎週月曜日、年末年始	
3 事業内容	NPOの基盤強化とNPOと行政の協働を推進するための事業 （相談、情報収集・提供、調査、研修、交流、コーディネートなど）	
4 管理運営方法等	平成16年度からは、民間(NPO法人)に管理運営を委託	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	消費者行政の推進	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 消費者ウィーク事業	毎年、5月の「消費者の日(5月30日)」を含む1週間を消費者ウィークとして、各種行事を実施 ・朝市 ・消費生活パネル展 ・くらしを考える消費者のつどい 等	該当なし。
2 暮らしをみなおす市民のつどい事業	・パネル展示 ・記念講演会 ・研究活動発表会 等の開催	該当なし。
3 消費生活教育副読本発行事業	小学校5・6年生用の消費生活教育副読本「くらしと消費」を発行。 5年生全員に毎年発行し、2年間使用している。	該当なし。
4 消費者教室事業	消費者教育として、講座等の消費者教室を年1回開催	該当なし。
5 消費者生活相談事業	有資格者の消費生活相談員(2人)による消費生活全般に関する相談を実施 ・場所 市役所1階市民相談コーナー ・時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時	毎月1回消費生活苦情相談日を設け、委員18名による情報交換と窓口相談を実施 ・場所 国分寺町役場 会議室 ・日時 毎月6日 午前9時～12時

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
消費者行政の内容等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 国分寺町の消費者団体については、高松市消費者団体連絡協議会への統合を促す。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	消費者行政の推進	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
6 消費生活関係 情報提供	・消費者からの苦情・意見・要望を把握し、広報紙やメールマガジン等により情報提供等啓発を実施 ・消費生活出前講座を実施し、悪質商法被害の未然防止に努めている。	広報誌に掲載し、情報提供を行っている。
7 パイオネット運 営事業	全国消費生活情報ネットワークシステム(パイオネット)の導入により、消費生活相談の一層の充実を図り消費者被害の未然防止と救済に努めている。	該当なし。
8 消費者団体連 絡協議会等活 動支援	消費生活の複雑化・多様化に伴って生じる消費者問題に対処するため、自主的・積極的に行動できる賢い消費者づくりを推進するとともに、リーダー的役割を持つ消費者団体の育成を図るため、高松市の消費者団体連絡協議会等に助成している。  補助金 17団体 1,285千円 (平成15年度)	消費生活の複雑化・多様化に伴って生じる消費者問題に対処するため、自主的・積極的に行動できる賢い消費者の育成を図るため、国分寺町消費者友の会に助成している。  補助金 1団体 50千円 (平成15年度)
9 廃食油収集ス テーション事業	消費者の省資源意識を高めるとともに、環境汚染防止、粉石けん使用を推進するため、廃食油収集ステーションを開設し、収集を消費者団体連絡協議会に委託している。	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策		部 会 名	市 民
分 類	集会所等設置補助事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	国 分 寺 町		問 題 点 ・ 課 題
1 根拠	高松市自治会集会所新築等補助規程	国分寺町自治会公民館建設事業に対する補助金交付に関する規則		補助率等に差異がある。
2 内容	地域住民の活動拠点である自治会集会所の新築、増築、改修に対し助成を行い、自治会活動を一層促進する。	高松市と同じ。		
3 補助率等	〔新築(改築・購入)〕 (限度額) 1,800万円 (補助率) 50%以内 〔増築〕 (限度額) 200万円 (補助率) 50%以内 〔改修(改造・修繕)〕 (限度額) 200万円 (補助率) 50%以内	(新築及び改築) 建設面積1㎡当たり3万円、総額240万を限度。備品費は5万円を支給。  (増築及び改修) 総事業費の40%とし、総額80万円を限度とする。		対 応 策
				高松市の制度に統一する。
4 維持管理	(管理) 関係自治会等による。 1自治会当たり年額6,000円を補助している。  (維持修繕費) 関係自治会等による。	(管理) 関係自治会等による。  (維持修繕費) 関係自治会等による。		調 整 案
				高松市の制度に統一する。

## 「障害者福祉事業について」に関する資料

障害者手帳の交付について	17
支援費等の支給・変更決定業務について	18
育成医療等負担費用助成事業について	19
補装具給付費用負担額助成事業について	20
訪問入浴サービス事業について	21
心身障害者(児)扶養共済掛金助成事業について	22
障害者(児)社会参加推進事業について	23
手話奉仕員養成事業について	24
手話奉仕員等派遣事業について	25
福祉タクシー設置補助事業について	26
身体障害者パソコン教室事業について	27
在宅重度心身障害者訪問診査事業について	28
障害児(者)地域生活支援(レスパイトサービス)事業者利用料助成事業について	29
障害者福祉施設整備利子補給事業について	30
心身障害者医療費助成事業について	31

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-6 障害者福祉事業	
分類	障害者手帳の交付	
	現 況	
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
1 身体障害者手帳の交付	<p>(実施機関)中核市として、高松市が実施 (内容) 身体障害のある者から、指定医の診断書を添えて身体障害者手帳の交付を申請された場合、市で審査・決定の上、申請者へ交付する。 (申請から交付まで) 申請 市窓口(市長に申請) 市で審査・決定 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:2,590件</p>	<p>(実施機関)香川県において実施 (内容) 身体障害のある者から、指定医の診断書を添えて身体障害者手帳の交付を申請された場合、県知事へ進達する。 (申請から交付まで) 申請 県へ進達 県で審査・決定 県から進達元へ送付 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:124件</p>
2 療育手帳の交付	<p>(実施機関)香川県において実施 (内容) 知的障害のある者から、療育手帳の交付を申請された場合、県知事へ進達する。 (申請から交付まで) 申請 県へ進達 県で審査・決定 県から進達元へ送付 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:236件</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績: 2件</p>
3 精神障害者保健福祉手帳の交付	<p>(実施機関)香川県において実施 (内容) 精神障害のある者から、医師の診断書または精神障害を事由とする障害年金証書を添え、精神障害者保健福祉手帳の交付を申請された場合、県知事へ進達する。 (申請から交付まで) 申請 県へ進達 県で審査・決定 県から進達元へ送付 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:324件</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績: 0件</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
身体障害者手帳の交付事務について、実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一するとともに、身体障害者手帳の交付事務について、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-6 障害者福祉事業		部会名	健康福祉
分類	支援費等の支給・変更決定業務			
	現況			
項目	高松市	国分寺町	問題点・課題	
1 身体障害者・知的障害者支援費支給・変更決定業務	<p>(内容) 居宅介護等の在宅サービス支援や施設等訓練の施設サービス支援を受けようとする身体障害者・知的障害者は、支援費の支給を申請することができる。</p> <p>(申請から決定まで) 申請 審査・決定 申請者へ通知 サービス利用</p> <p>(利用者負担額) 所得に応じた、利用者負担額あり。 H15年度実績:956人</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>H15年度実績:81人</p>		
2 障害児支援費支給・変更決定業務	<p>(内容) 居宅生活支援を受けようとする障害児の保護者は、支援費の支給を申請することができる。</p> <p>(申請から決定まで) 申請 審査・決定 申請者へ通知 サービス利用</p> <p>(利用者負担額) 所得に応じた、利用者負担額あり。 H15年度実績:194人</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>H15年度実績:16人</p>		
3 精神障害者居宅生活支援事業の決定業務	<p>(内容) 居宅生活支援事業を受けようとする精神障害者は、支援事業の申請をすることができる。</p> <p>(申請から決定まで) 申請 審査・決定 申請者へ通知 サービス利用</p> <p>(利用者負担額) 所得に応じた、利用者負担額あり。 H15年度実績:46人</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>H15年度実績:2人</p>		
			対応策	
			調整案	高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-6 障害者福祉事業										
分類	育成医療等負担費用助成事業										
	現 況										
項目	高 松 市	国 分 寺 町									
1 事業内容	育成医療等の給付を受け、国の基準に定める費用を負担している者に、その費用を助成する。	該当なし。									
2 適用医療	・育成医療(身体に障害のある児童に対し、その障害を除去し、又は軽減し、生活の能力を得るために必要な医療) ・更生医療(身体に障害のある者に対し、その障害を除去し、又は軽減し、職業能力の増進や、社会・日常活動を容易にするために必要な医療)										
3 助成額	所得に応じた利用者負担額										
4 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請する。										
5 助成方法	口座振込										
6 助成実績	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>適用医療</th> <th>延べ人数</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育成医療</td> <td>132人</td> <td>2,870千円</td> </tr> <tr> <td>更生医療</td> <td>1,698人</td> <td>10,770千円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成15年度</p>		適用医療	延べ人数	助成額	育成医療	132人	2,870千円	更生医療	1,698人	10,770千円
適用医療	延べ人数	助成額									
育成医療	132人	2,870千円									
更生医療	1,698人	10,770千円									

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業													
分類	補装具給付費用負担額助成事業													
	現 況													
項目	高 松 市	国 分 寺 町												
1 事業内容	補装具(身体障害者(児)の失われた部位、損傷のある部分を補い、必要な身体機能を取り戻し、又は補うために使用される補聴器、つえ、車椅子などの用具)の交付または修理を受け、国の基準に定める費用を負担している者に、その費用を助成する。	該当なし。												
2 助成額	所得に応じた利用者負担額													
3 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請する。													
4 助成方法	口座振込													
5 助成実績	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>身体障害者</th> <th>身体障害児</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付</td> <td>173件</td> <td>80件</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">4,459千円</td> </tr> <tr> <td>修理</td> <td>318件</td> <td>70件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成15年度</p>				身体障害者	身体障害児	助成額	交付	173件	80件	4,459千円	修理	318件	70件
	身体障害者	身体障害児	助成額											
交付	173件	80件	4,459千円											
修理	318件	70件												

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-6 障害者福祉事業	
分類	訪問入浴サービス事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 事業内容	身体障害者の家庭に巡回入浴車を派遣して入浴を支援する。	身体障害者の家庭に簡易浴槽を持ち込み入浴を行う。
2 対象者	家庭内において入浴困難な寝たきり身体障害者で、医師が入浴可能と認める者	高松市と同じ。
3 費用負担	入浴1回につき生計中心者の所得に応じた額 (0円～12,500円/回 18階層に区分して徴収)	高松市と同じ。
4 実施方法	高松市社会福祉協議会など3事業者に委託し実施	国分寺町社会福祉協議会に委託し実施
5 助成実績	訪問入浴回数 延べ145回(委託料2,888千円) 平成15年度	訪問入浴回数 延べ24回(委託料270千円) 平成15年度

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
事業内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	心身障害者(児)扶養共済掛金助成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 事業内容	心身障害者(児)の生活の安定を図るため、香川県心身障害者扶養共済制度の掛金の一部を助成する。  【参考】香川県心身障害者扶養共済制度 昭和45年度から香川県心身障害者扶養共済制度条例に基づき実施されているもので、心身障害者(児)を扶養する保護者が死亡または重度障害となったとき、掛金1口につき月額2万円の年金が支給される制度	高松市と同じ。
2 対象者	香川県心身障害者扶養共済制度の加入者のうち、特別障害者手当の所得制限を超えていない者	香川県心身障害者扶養共済制度の加入者(所得制限なし。)
3 助成額	・低所得世帯の加入者(市民税非課税世帯、市民税均等割世帯、所得税非課税世帯): 1口目の掛金の1/2の額 ・その他の世帯の加入者(所得制限世帯を除く): 1口目の掛金の1/3の額 【参考】1口目の掛金(月額) 0円～13,300円(加入時の年齢、所得によって異なる)	1口目掛金負担額の1/2以内の額  【参考】1口目の掛金(月額) 高松市と同じ。
4 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請	高松市と同じ。
5 支給方法	口座振込	高松市と同じ。
6 助成実績	121人(助成額 2,692千円) 平成15年度	30人(助成額 635千円) 平成15年度

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象者及び助成額に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-6 障害者福祉事業	
分類	障害者(児)社会参加推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 障害者社会見学事業	<p>日ごろ外出する機会の少ない障害者が見聞を広め、相互の親睦と交流を通して社会活動への参加意欲を高めるとともに、日常生活での活力を養うため、社会見学事業を実施している。</p> <p>(平成15年度実績) 市民会館で「福祉のつどい」(演芸鑑賞と交流)を開催 参加人数:1,036人</p>	該当なし。
2 障害児社会見学事業	<p>日ごろ外出する機会の少ない障害児が見聞を広め、相互の親睦を図るとともに社会参加を促進するため、社会見学事業を実施している。</p> <p>(平成15年度実績) 「あすたむらんど徳島」の見学を実施 参加人数:1,247人</p>	該当なし。
3 街頭キャンペーン	<p>「障害児を守る日」(10月1日)の行事の一環として、市民の障害児(者)に対する理解を深めるため、街頭啓発キャンペーンを実施している。</p> <p>(平成15年度実績) 田町コミュニティー広場から丸亀町商店街まで、障害者施設鼓笛隊とともに横断幕を先頭に啓発品を配布しながら行進する。 参加人数:250人</p>	該当なし。
4 障害児作品展	<p>「障害児を守る日」(10月1日)の行事の一環として、障害児が作成した絵画、工作などによる作品展を市役所本庁舎で開催し、市民の障害児に対する理解を深める。</p> <p>(平成15年度実績) 参加者:724人 作品 :541点</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	手話奉仕員養成事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 事業内容	聴覚障害者等の自立と社会参加の促進を図るため、手話奉仕員を養成する。 ・入門課程 35時間 / 基礎課程45時間 ・定員 40人	該当なし。
2 対象者	・市内に住所を有する満18歳以上で手話奉仕員活動をしようとする者 ・全課程80%以上出席できる者 ・入門・基礎課程とも参加できる者	
3 実施方法	高松市身体障害者協会に委託して実施	
4 募集(申込)方法	広報たかまつに掲載し、募集する。申し込みについては、希望者が葉書により申し込む。ただし、応募者多数の場合は、抽選により決定する。	
5 費用負担	受講料 無料 ただし、テキスト代は実費負担	
6 開催場所	高松市総合福祉会館内会議室	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	手話奉仕員等派遣事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 手話奉仕員派遣事業	<p>(内容)            重度の聴覚障害者で社会参加を営む上で手話通訳を必要とする場合に、高松市身体障害者協会に委託し、手話奉仕員を派遣する。</p> <p>(派遣対象者)            社会生活上外出を必要とする場合で手話通訳をする者がいない重度の聴覚障害者</p> <p>(費用負担)            派遣対象者 無料 ただし、外出に必要な交通費は奉仕員分についても派遣対象者が負担</p> <p>(申込窓口)            委託先もしくは高松市福祉事務所障害福祉課</p> <p>(派遣実績)            720回(3,170千円) 平成15年度</p>	該当なし。
2 要約筆記奉仕員派遣事業	<p>(内容)            手話のできない聴覚障害者等の社会活動への参加を促進するため、要約筆記を必要とする場合に、「要約筆記サークル・ゆうあい」に委託し、要約筆記奉仕員を派遣する。</p> <p>(派遣対象)            社会生活上、外出を必要とする場合で適当な意思伝達の仲介者が得られない者、市内で開催される大会、講演会等の主催者で、聴覚障害者等のために奉仕員の派遣を必要とする者。ただし、営利を目的とする場合等は派遣を受けることができない。</p> <p>(費用負担)            無料</p> <p>(申込窓口)            委託先もしくは高松市福祉事務所障害福祉課</p> <p>(派遣実績)            64回(400千円) 平成15年度</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	福祉タクシー設置補助事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 事業内容	身体障害者が利用しやすい福祉タクシー(リフト付きタクシー)設置の推進を図るため、タクシー会社に対して、福祉タクシー用車両購入費の一部を補助する。	該当なし。
2 補助対象者	市内に住所を有するタクシー会社	
3 補助基準	福祉タクシー購入費の3分の2以内 (補助限度額260万円)	
4 補助実績	助成件数 3台(3,455千円) 平成15年度	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	身体障害者パソコン教室事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 事業内容	障害者の情報バリアフリー化を支援し、社会参加を促進するため、高松市身体障害者協会へ委託し、身体障害者を対象としたパーソナルコンピュータの操作等に関する講座を開設している。 開催回数 年2回（昼・夜 定員各10人）	該当なし。
2 対象者	市内に住所を有する18歳以上の身体障害者	
3 実施方法	高松市身体障害者協会に委託して実施	
4 募集(申込)方法	広報たかまつに掲載し、募集する。申し込みについては、希望者が葉書により申し込む。 ただし、応募者多数の場合は、抽選により決定する。	
5 費用負担	受講料 無料 ただし、テキスト代は実費負担	
6 開催実績	年2回開催(6月・10月) 1開催につき、昼の部・夜の部を同時に開催 31人が参加(958千円)	
7 開催場所	(平成15年度) 高松市総合福祉会館内会議室 (平成16年度) 高松市生涯学習センター	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	在宅重度心身障害者訪問診査事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 事業内容	身体障害者・知的障害者更生相談所、医療機関に出向くことが困難な在宅の重度心身障害者であって、地理的条件等により、受診の機会が少ない者を対象に、医師等を派遣して診査及び更生相談を行う。 訪問診査の担当医は、医師(身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師)、看護師等とする。	該当なし。
2 対象者	・市内に住所を有する18歳以上の者 ・歩行困難のため、身体障害者・知的障害者更生相談所、医療機関に出向くことが困難な在宅の重度心身障害者 ・地理的条件等により、受診の機会が少ない者	
3 実施方法	社団法人 高松市医師会に委託して実施	
4 訪問診査の内容	(1)重度身体障害者 ・全身状態の所見及び障害局所の診断と助言、指導等 (2)重度知的障害者 ・健康診査及び保健の指導 ・生活指導及び介護指導 ・相談・指導	
5 費用負担	無料	
6 利用実績	平成15年度 2回	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6障害者福祉事業	
分類	障害児(者)地域生活支援(レスパイトサービス)事業利用料助成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 内容	該当なし。	<p>在宅で生活する障害児(者)に各種の生活支援等を行うレスパイトサービス事業の利用料金を助成することにより、障害児(者)の社会生活への適応能力を向上させ、介護する家族の負担軽減を図る。</p> <p>レスパイトサービスを行う事業所(社会福祉法人等)に対し、3年間に限り県から事業補助がある。なお、下記5の3カ所の事業所については、平成16、17年度で補助が終了する。</p>
2 対象者		<p>町内に住所を有し、香川型レスパイトサービスの利用決定を受けて現にサービスを利用している者で、次の各号に定める在宅の障害児(者)及びその家族</p> <p>(1) 身体障害者手帳の交付を受けている者                  (2) 療育手帳の交付を受けている者                  (3) その他町長が必要と認める者</p>
3 助成内容		<p>1時間当たりの料金の2分の1以内の額(上限500円)</p> <p>(ただし、1カ月60時間を限度とする。)</p>
4 申請方法		1カ月分の利用料の支払の完了後、申請
5 実績		<p>3カ所 14人 184.5時間 84,000円                  (平成16年4月～11月末実績)</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>高松市では、障害児(者)地域生活支援(レスパイトサービス)事業利用料助成事業を実施していない。</p>

対 応 策
<p>障害児(者)地域生活支援(レスパイトサービス)事業利用料助成事業については、合併時における現利用者で、県からの事業所への補助期間内の助成に限り、高松市に引き継ぐものとする。</p>

調 整 案
<p>障害児(者)地域生活支援(レスパイトサービス)事業利用料助成事業については、合併時における現利用者で、県からの事業所への補助期間内の助成に限り、高松市に引き継ぐものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6障害者福祉事業	
分類	障害者福祉施設整備利子補給事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 対象	(要件) 社会福祉法人	(要件) 高松市と同じ。
2 利子補給対象事業	社会福祉・医療事業団(現独立行政法人福祉医療機構)から貸付を受けて障害者福祉施設の整備を行う事業	高松市と同じ。
3 利子補給期間	20年以内	高松市と同じ。
4 利子補給対象事業者数	3法人(H15実績) (身体 2法人、知的 1法人)	1法人(H15実績) (知的)
5 利子補給利率等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元金5,000万円以内の利率 年利2%以内 (ただし、実際償還利率を上回らない。)</li> <li>・元金5,000万円超(当該超えた部分に係る)の利率 県補助金(香川県社会福祉施設整備促進事業補助金交付要綱)算定基準額による利率 借入金の残高に年2.5%の割合を乗じた額 社会福祉法人等が現に償還した利子額に3分の2.5を乗じて得た額 ただし、上記のうちどちらか低い額とする。 (上限2%で、実際償還利率を上回らない。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元金5,000万円以内の利率 県補助金(香川県社会福祉施設整備促進事業補助金交付要綱)算定基準額による利率 借入金の残高に年2.5%の割合を乗じた額 社会福祉法人等が現に償還した利子額に3分の2.5を乗じて得た額 ただし、上記のうちどちらか低い額とする。</li> <li>・元金5,000万円超の利率 適用なし。</li> </ul>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
利子補給利率等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において、国分寺町が利子補給している対象事業については、現行のとおり引き継ぐものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において、国分寺町が利子補給している対象事業については、現行のとおり引き継ぐものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	心身障害者医療費助成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 助成対象者	身体障害者手帳1級～4級、療育手帳㊤、A、㊦、Bまたは戦傷病者手帳全項症に該当する者 (その世帯における所得による制限はなし。)	身体障害者手帳1級～4級、療育手帳㊤、A、㊦または戦傷病者手帳全項症に該当する者 身体障害者手帳4級については、年齢が70歳未満の者
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	高松市と同じ。 4級については、自己負担額から老人保健の一部負担金を控除して助成
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は償還給付)	償還給付

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
助成対象者、助成内容及び助成方法に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

「高齢者福祉事業について」に関する資料

高齢者と地域の交流事業について	33
高齢者を地域で支えあうまちづくり推進事業について	34
敬老会事業について	35
老人介護支援センター事業について	36
敬老祝品贈呈事業について	37
高齢者訪問事業について	38
高齢者生きがいデイサービス事業について	39
軽度生活援助事業（ホームヘルプサービス事業）について	40
老人福祉施設整備事業利子補給について	41
老人福祉施設整備事業資金貸付（用地取得資金）について	42
老人クラブ活動促進事業について	43
シルバー人材センター運営費補助事業について	44
国分寺町老人福祉センターについて	45
高齢者と施設の交流事業（配食サービス事業）について	46
高齢者入浴助成事業について	47
家族介護教室事業について	48

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業							
分類	高齢者と地域の交流事業							
	現 況							
項目	高 松 市	国 分 寺 町						
1 対象者	地区社協の区域内に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等	該当なし。						
2 実施内容	地区の公民館を利用し、会食方式により食事サービスを実施する。(月1回)							
3 運営方法	高松市社会福祉協議会へ委託							
4 費用負担	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">市</td> <td style="text-align: right;">190 円</td> </tr> <tr> <td>社会福祉協議会</td> <td style="text-align: right;">190 円</td> </tr> <tr> <td>利用者</td> <td style="text-align: right;">170 円</td> </tr> </table>	市	190 円	社会福祉協議会	190 円	利用者	170 円	
市	190 円							
社会福祉協議会	190 円							
利用者	170 円							
5 実施状況	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">地区数</td> <td style="text-align: right;">26 地区</td> </tr> <tr> <td>延べ食数</td> <td style="text-align: right;">23,151 食</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td style="text-align: right;">9,964,617 円</td> </tr> </table>	地区数	26 地区	延べ食数	23,151 食	事業費	9,964,617 円	
地区数	26 地区							
延べ食数	23,151 食							
事業費	9,964,617 円							

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 実施主体	市内35地区を実施単位とし、各地区において活動している多様な団体の参加のもと、地域支え合いネットワークを構成する団体	該当なし。
2 実施内容	<p>地域が創意工夫をし、地域ぐるみでひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等を支え合い、支援する事業に対し、助成を行う。</p> <p><b>事業例</b>                      緊急時・災害時の支援体制づくり事業                      ひとり暮らし高齢者等の安否を確認する事業                      地域との交流を推進する仲間づくり事業                      地域での孤立防止を図る相談援助事業                      孤独感の解消を図る訪問事業                      世代間交流事業 など</p>	
3 補助内容	事業に要する経費のうち、1地区あたり50万円を限度として交付	
4 その他	平成16年度から平成18年度までの3年間の事業	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	敬老会事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 対象者	75歳以上の在宅高齢者 老人福祉施設入所者	75歳以上の高齢者
2 対象者数	・在宅 28,315人 ・施設 1,371人 (平成15年度)	・在宅 1,814人 ・施設 46人 (平成15年度)
3 運営方法	高松市社会福祉協議会へ委託	町主催
4 開催場所	市内35地区ごとの会場(小学校等) 老人福祉施設 各地区・施設で決定	町民体育館
5 開催時期	敬老の日を中心に各地区・施設が日程調整	敬老の日を中心に日程調整
6 実施内容	式典 記念品等授与 演芸 アトラクション など 各地区で実施内容を決定	式典 演芸 など

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、運営方法及び開催場所に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	老人介護支援センター事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 地域型 支援センター	<p>事業内容 要介護高齢者の実態把握 在宅介護に関する相談 保健福祉サービスの情報提供 など</p> <p>運営方法 社会福祉法人、医療法人、社会福祉協議会 などへ委託</p> <p>センター数 17箇所(特別養護老人ホーム、老人保健施設 に併設)</p> <p>(職員配置 - 配置基準) 1施設につき常勤1人以上(ソーシャルワーカー、 保健師、看護師、介護福祉士、ケアマネジャー) 他の業務との兼務可</p>	<p>事業内容 高松市と同じ。</p> <p>運営方法 国分寺町が直営</p> <p>センター数 1箇所(老人保健施設に併設)</p> <p>(職員配置) 常勤3名(社会福祉士、保健師、ケアマネ ジャー、看護師)</p>
2 基幹型 支援センター	<p>事業内容 地域型支援センターに対する指導・助言 地域ケア会議の開催</p> <p>運営方法 直営(高松市が運営)</p> <p>センター数 1箇所(高松市長寿社会対策課内に設置)</p>	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
地域型支援センターの運営方法等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、地域型支援センターの委託化に伴い、国分寺町地域の住民サービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	敬老祝品贈呈事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
1 対象者	90歳以上の高齢者 (年齢基準日:12月31日現在)	75歳以上の高齢者 (年齢基準日:12月31日現在)
2 実施内容	敬老の日を中心とした行事の一環として、対象高齢者に敬老祝品を贈呈する。	高松市と同じ。
3 対象者数	・90～97歳 2,618人 計 2,804人 ・98歳以上 184人 (平成15年度)	・75歳以上 1,860人 (平成15年度)
4 祝品内容	90～97歳(1,000円相当) (平成15年度においては、タオルセット) 98歳以上(5,000円相当) (平成15年度においては、カタログにより選択) 男女最高齢者は10,000円相当	75歳以上(1,500円相当) (平成15年度においては、商品券)
5 贈呈方法	90～97歳 民生委員・児童委員が贈呈 98歳以上 市長等が高齢者訪問時に贈呈 訪問辞退者は郵送	郵送

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、祝品内容及び贈呈方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	高齢者訪問事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 対象者	98歳以上の高齢者	88歳以上の高齢者(施設入所者は除く)
2 実施内容	敬老の日を中心とした行事の一環として、対象高齢者宅を訪問し、敬老祝品を贈呈する。	高松市と同じ。
3 対象数	・在宅 120人 合計 184人 ・施設 64人 [実訪問者数] ・在宅 26人 合計 67人 ・施設 41人 (平成15年度)	・在宅 256人 [実訪問者数] ・在宅 131人 (平成15年度)
4 訪問時期	9月上旬(2日間)	9月上旬(3日間)
5 訪問者	市長、議長など	町長、議長など

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象者等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-7 各種事務事業の取扱い（高齢者福祉事業）	
分類	高齢者生きがいデイサービス事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 対象者	(要件) おおむね65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない者 ・ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯で、家に閉じこもりがちな者 ・日常生活を営むのに支障のある者(日常生活動作が一部介助1項目以上、痴呆・問題行動ありが1項目以上)	(要件) おおむね65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない者 ・ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯で、家に閉じこもりがちな者
2 サービス内容	日常動作訓練 入浴サービス 送迎サービス レクリエーション 健康チェック 食事サービス 趣味活動・創作活動	高松市と同じ。
3 実施方法	社会福祉法人へ委託 (デイサービスセンター)	国分寺町社会福祉協議会へ委託
4 利用登録者	579人 (平成15年12月31日現在)	50人 (平成15年12月31日現在)
5 利用回数	利用回数 2回/月	利用回数 1回/週
6 費用負担	生活保護世帯 市 ... 3,155円/回 利用者... なし その他の世帯 市 ... 2,772円/回 利用者... 383円/回 間食代や教養講座の材料費等は利用者から別途徴収(383円を含め、1,000円程度/回)	町 ... 事業自体の年間契約をしておりそれに基づき、四半期毎に委託料で支払  利用者... 600円/回 世帯の区分なし

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、利用回数及び費用負担に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	老人福祉施設整備事業利子補給	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 対象	(要件) 社会福祉法人 新規事業への利子補給については、平成15年度から廃止している。 社会福祉法人としての法人登記所在地が高松市でなくとも、補助対象施設が高松市に所在するものは対象とする。	(要件) 社会福祉法人  社会福祉法人としての法人登記所在地が国分寺町でなくとも、補助対象施設が国分寺町に所在するものは対象とする
2 利子補給対象事業	社会福祉・医療事業団(現独立行政法人福祉医療機構)から貸付を受けて老人福祉施設の整備を行う事業	社会福祉・医療事業団(現独立行政法人福祉医療機構)から貸付を受けて老人福祉法第5条の2に定める事業又は老人福祉施設の整備を行う事業
3 利子補給期間	20年以内	高松市と同じ。
4 利子補給対象事業者数	11法人	2法人
5 利子補給利率	元金5,000万円以内 年利2%以内 (ただし、実際償還利率を上回らない。)  元金5,000万円超 県補助金(香川県社会福祉施設整備促進事業補助金交付要綱)算定基準額による利率 (ただし、上限2%で、実際償還利率を上回らない。)	元金5,000万円以内 県補助金(香川県社会福祉施設整備促進事業補助金交付要綱)算定基準額による利率 借入金の残高に年2.5%の割合を乗じた額 社会福祉法人等が現に償還した利子額に3分の2.5を乗じて得た額 ただし、上記のうちどちらか低い額とする。  元金5,000万円超 適用なし。
6 その他	該当なし。	上記のほか、別に社会福祉法人国分寺福祉会に係る社会福祉・医療事業団からの借入339,000千円に対する元金及び利子相当額全額を助成している。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問題点・課題
利子補給対象事業、利子補給利率等に差異がある。 高松市では、新規事業への利子補給を実施していない。

対応策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において国分寺町が利子補給している対象事業については、国分寺町の現行の条例・規則による利子補給利率を適用する。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において国分寺町が利子補給している対象事業については、国分寺町の現行の利子補給利率を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	老人福祉施設整備事業資金貸付(用地取得資金)	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 貸付対象者	(要件) 社会福祉法人	(要件) 高松市と同じ。
2 貸付対象事業	老人福祉施設整備事業	老人福祉法第5条の2に定める事業及び老人福祉施設整備事業
3 償還期間	15年以内	20年以内
4 貸付対象事業者数	2法人	1法人
5 貸付限度額及び貸付利率	補助を受けて施設の整備を行う場合における用地の取得に必要な資金で自己の負担に係る金額の90%以内の額 (利率)年3%以内(現貸付利率 年1%) (貸付限度額)1億円	高松市と同じ。 (利率)年3%以内(現貸付利率 無利子) (貸付限度額)4,000万円

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
貸付対象事業、償還期間、貸付限度額及び貸付利率に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において国分寺町が貸付している対象事業については、現行のとおりに引き継ぐものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において国分寺町が貸付している対象事業については、現行のとおりに引き継ぐものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	老人クラブ活動促進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 組織等	クラブ 老人クラブ連合会 単位老人クラブ 340 クラブ 会員数 19,658 人 60歳以上の加入者 (平成16年4月1日現在)	クラブ 老人クラブ連合会 単位老人クラブ 9 クラブ 会員数 863 人 60歳以上の加入者 (平成16年4月1日現在)
2 主な活動内容	教養活動..... 老人大学、教養講座、講習会の開催、社会見学等 社会奉仕活動..... 公共施設清掃、施設慰問、友愛訪問等 スポーツ振興..... スポーツ大会、ゲートボール大会、ペタンク大会等	高松市と同じ。
3 補助内容	老人クラブ連合会活動事業補助金 5,588千円 老人クラブ連合会運営事業補助金 8,000千円 老人クラブ活動助成金(単位クラブ) 18,042千円	老人クラブ連合会運営事業補助金 160千円 老人クラブ連合会スポーツ補助金 100千円 老人クラブ活動助成金(単位クラブ) 108千円

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
補助内容に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 国分寺町老人クラブ連合会については、高松市老人クラブ連合会への統合を促す。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	シルバー人材センター運営費補助事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 目的	高齢者の就業の機会を確保し、提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資する。	高松市と同じ。
2 補助対象団体	名称 社団法人 高松市シルバー人材センター 会員数 1,128人(平成15年度末現在) 年会費 1,000円	名称 国分寺町シルバー人材センター 会員数 102人(平成15年度末現在) 年会費 500円
3 補助内容	運営費助成 16,740 千円 人件費助成 3,721 千円 生活援助事業助成 1,750 千円	運営補助金 4,536千円

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
補助内容に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 国分寺町シルバー人材センターについては、高松市シルバー人材センターへの統合を促す。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	国分寺町老人福祉センター	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 老人福祉センター	<p>該当なし。</p> <p>参考</p> <p>(1)「高松市ふれあい福祉センター勝賀」の主な施設 ・老人福祉センター 浴室、機能回復訓練室、健康相談室・生活相談室、図書コーナー、教養娯楽室、事務室等</p> <p>・その他 老人デイサービスセンター、老人介護支援センター、児童スペース、ゲートボール場、テニスコート、芝生広場 等</p> <p>(2) 開館日等 月曜日、12/29～1/3休み 9:00～17:00(会議室は22:00まで) 風呂(10:00～20:00)</p> <p>(3) 管理運営形態 財団法人高松市福祉事業団へ委託</p> <p>(4) 使用料 浴室使用料 市内高齢者 300円 子供 200円 その他 390円 会議室 3時間500円等</p> <p>(5) 利用対象者 ・老人福祉センター(浴室を除く) 市内に住所を有する60歳以上の者 ・老人デイサービスセンター 市内に住所を有する65歳以上の身体又は精神上の障害により生活に支障がある者 ・その他利用施設によって要件あり。</p>	<p>(1) 名称 国分寺町老人福祉センター</p> <p>(2) 施設 ・老人福祉センター 浴室、機能回復訓練室、健康相談室、図書室、教養娯楽室、集会室 等 併設 町民武道館、母子健康センター</p> <p>(3) 開館日等 日曜日、祝祭日、12/28～1/4休み 9:00～16:30 風呂(月～金 10:00～15:00)</p> <p>(4) 管理運営形態 国分寺町社会福祉協議会へ委託</p> <p>(5) 使用料 全ての使用料が無料</p> <p>(6) 利用対象者 ・老人福祉センター 町内在住の60歳以上の高齢者</p> <p>・その他 老人デイサービスセンター、社会福祉協議会及びシルバー人材センター事務所等</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問題点・課題
高松市の同種の老人福祉センターである「ふれあい福祉センター勝賀」と比べて、施設、開館日等、管理運営形態、使用料及び利用対象者に差異がある。

対応策
国分寺町老人福祉センターについては、高松市に引き継ぐ。 ただし、使用料及び利用対象者については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の同種の老人福祉センターである「ふれあい福祉センター勝賀」と同様に取扱うものとする。

調 整 案
国分寺町老人福祉センターについては、高松市に引き継ぐ。 ただし、使用料及び利用対象者については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の同種の老人福祉センターである「ふれあい福祉センター勝賀」と同様に取扱うものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	高齢者と施設の交流事業(配食サービス事業)	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 事業名	高齢者と施設の交流事業	該当なし。
2 対象者	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯	
3 事業内容	老人ホームで調理した食事を対象者の自宅へ配食	
4 利用登録者	132人	
5 実施方法	実施区域 市内9地区(全35地区中) 委託先 調理... 社会福祉法人(5老人ホーム) 配食... ボランティア(民生委員等) 配食回数 2回/週	
6 費用負担	市 ... 400円/食  利用者... 200円/食	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	高齢者入浴助成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 対象者	市内に住所を有する65歳以上の高齢者 (長寿手帳受給者)	該当なし。
2 実施内容	(無料入湯券の交付) 公衆浴場組合が申請者に対し、長寿手帳で 確認し、交付  (交付枚数) 1人当たり年間15枚	
3 対象入浴施設 等	(対象施設) 公衆浴場組合加入の銭湯 (入浴料等) 入浴料300円 市負担分 210 円 公衆浴場組合負担分 90 円	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	家族介護教室事業	
現 況		
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
1 実施内容	高齢者を介護している家族等に対し、介護方法、介護予防等の教室を開催する。(市内17箇所の老人介護支援センターに委託)	高齢者等を介護している家族等に対し、介護方法、介護予防、介護者の健康づくりなどについての知識・技術を習得するための教室を開催する。(直営で実施)
2 実施回数	おおむね月1回 (1回当たり3万円)	家庭介護教室・・・年10回 在宅介護1日研修・・・年2回 転倒予防教室・・・月1回

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施内容及び実施回数に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

「その他の福祉事業について」に関する資料

遺族団体事業補助について	50
戦争犠牲者追悼式について	51
民生委員・児童委員活動事業について	52
特定疾患者援護事業について	53
原子爆弾被爆者援護事業について	54
災害援護関係について	55～56
ふれあいのまちづくり補助事業について	57
地域福祉計画について	58
社会福祉協議会運営補助等事業について	59～60
障害者小規模作業所助成事業について	61
福祉資金貸付金利子補給事業について	62
紙おむつ給付事業について	63
福祉タクシー事業について	64～65
福祉電話等貸与事業について	66
介護見舞金支給事業について	67
緊急通報装置貸与等事業について	68
住宅改造助成事業について	69
福祉金等支給事業について	70～71
寝たきり高齢者等寝具乾燥等事業について	72

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	遺族団体事業補助	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 遺族会事業補助	(補助団体名) 財団法人高松市遺族会 (補助対象事業) 戦没者の慰霊行事、援護相談事業などの 年間活動事業 (補助額・率) 年額567,000円 柱数 1,952柱	該当なし。
2 日本戦災遺族会事業補助	(補助団体名) 社団法人日本戦災遺族会香川県支部 (補助対象事業) 戦災犠牲者慰霊祭、遺族相互の交流など の年間活動事業 (補助額・率) 年額209,000円	該当なし。
3 地区遺族会補助	(補助団体名) 地区遺族会(25地区) (補助対象事業) 各地区における戦没者の慰霊祭 (補助額・率) 1地区当り 柱数 × @250 + 20,000円	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	戦争犠牲者追悼式	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 内容	戦争犠牲者の冥福を祈るため、市主催の追悼式を開催するもの。	戦争犠牲者の冥福を祈るため、国分寺町主催の追悼式を開催するもの。
2 開催日及び場所	(開催日) 毎年10月中旬(平成16年度は10月13日) (場所) 高松市文化芸術ホール (平成15年度までは高松市立市民会館)	(開催日) 毎年11月 (場所) 国分寺町女性会館
3 対象者	太平洋戦争陸海軍犠牲者 6,751柱 市内の戦災犠牲者 1,359柱 市外の戦災犠牲者 46柱 外地犠牲者 678柱 計 8,834柱 参列者 約800人	太平洋戦争陸海軍犠牲者 342柱     参列者 約320人

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
開催日等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	民生委員・児童委員活動事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 委員数(定数)	656人(うち主任児童委員68人) 委員数の決定基準 中核市及び人口10万人以上の市に係る国の定数基準(170~360世帯ごとに民生委員・児童委員を1人)を踏まえ、地域性も考慮する中で、委員数を決定	28人(うち主任児童委員2人) 委員数の決定基準 町村に係る国の定数基準(70~100世帯ごとに民生委員・児童委員を1人)を踏まえ、委員数を決定
2 地区数	34地区	1地区
3 活動費	・委員活動費(1人当たり) 年額120,600円 ・会長活動費(1人当たり) 年額12,000円 ・地区協議会開催経費等(1地区当たり) 年額@6,500×委員数 ・地区協議会活動費等(1地区当たり) 年額@5,905×委員数+30,000円	・委員活動費(1人当たり) 年額103,000円 ・会長活動費(1人当たり) 年額10,000円
4 研修事業	・県内で実施される研修事業 香川県民生委員児童委員協議会連合会に委託  ・県外で実施される研修への派遣 香川県社会福祉協議会に委託	・県内で実施される研修事業 香川県民生委員児童委員協議会連合会の実施する研修会に参加 ・県外で実施される研修への派遣 該当なし。
5 民生委員推薦会	・委員定数 14人 ・委員報酬 @6,700円 ・任期 H16.10.1~H19.9.30	・委員 7人 ・委員報酬 @9,000円 ・任期 H16.10.1~H19.9.30
6 地区民生委員推薦準備会	・準備会 34地区 ・委員数 14人以内 ・準備会開催経費交付金 1,000円×委員数 ・任期 H16.9.1~H19.8.30	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市の制度に統一した場合、国分寺町地区の民生委員が減員となる場合がある。</li> <li>・活動費に差異がある。</li> <li>・民生委員推薦会の委員報酬等に差異がある。</li> <li>・国分寺町では、地区民生委員推薦準備会が組織されていない。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市の制度に統一する。</li> <li>・国分寺町地区の民生委員数については、現行のとおりとする。</li> <li>・国分寺町推薦委員会は高松市の地区推薦準備会として取り扱う。</li> </ul>

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-10 その他の福祉事業	
分類	特定疾患者援護事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 内容	原因が不明であって治療方法が確定していない、いわゆる難病のうち、特定の疾患に罹患している者に対し、 援護金を支給することにより、福祉の増進を図る。	該当なし。
2 対象者要件	国の治療研究事業対象(45疾患)、県単独の治療研究事業対象(6疾患)の疾患に罹患している者 当該年度の市民税が非課税または均等割のみの者 市内に引き続き1年以上居住している者  上記 ~ の要件を全て満たしている者	
3 支給額等	患者1人につき年額10,000円	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
国分寺町では、特定疾患者援護事業を実施していない。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。 ただし、居住要件については、合併時に国分寺町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	原子爆弾被爆者援護事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 援護金	(対象者要件) 被爆者健康手帳の交付を受けている者 市内に引き続き1年以上居住している者  (支給額) 年額 15,000円/人	(対象者要件) 高松市と同じ。  (支給額) 高松市と同じ。
2 死亡弔慰金	(対象者要件) 援護金支給対象者が死亡した場合、その者の葬祭を行った者 (支給額) 15,000円/人	高松市と同じ。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、居住要件については、合併時に国分寺町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24 - 10 その他の福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類		災害援護関係			
		現 況		問 題 点 ・ 課 題	
項 目	高 松 市	国 分 寺 町			
1 災害時緊急物資備蓄事業	<p>(内容) 大規模災害発生時に、被災者及び避難者に対し、物資の流通が回復するまでの初期対応として緊急物資を備蓄する。</p> <p>(備蓄状況) 備蓄数量 7,000人分(想定被災者数) 備蓄期間 平成15～19年度 備蓄物資 毛布、タオル、おむつ、アルファ米、レトルト食品、飲料水、食器セットなど 備蓄場所 小学校体育館16箇所、保健所、保健センター</p>	<p>(内容) 高松市と同じ。</p> <p>(備蓄状況) 毎年度備蓄物資を順次購入している。 非常食、日用品、救助・救急用品(約200人分) 簡易トイレなど備蓄倉庫(女性会館西側)に保管</p>	<p>・災害時緊急物資備蓄状況及び小規模災害見舞金に差異がある。 ・国分寺町では小規模災害弔慰金を支給していない。</p>		
2 災害弔慰金	<p>(内容) 対象災害となる災害で死亡した場合に、その遺族に対し災害弔慰金を支給する。</p> <p>(弔慰金額) 生計維持者・・・500万円 その他の者・・・250万円</p>	高松市と同じ。	<p>対 応 策</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>		
3 災害障害見舞金	<p>(内容) 対象災害により負傷し、または疾病にかかり治ったときに、法に定める程度の障害がある者に対し、災害障害見舞金を支給する。</p> <p>(見舞金額) 生計維持者・・・250万円 その他の者・・・125万円</p>	高松市と同じ。			
4 災害援護資金貸付	<p>(内容) 対象災害により、住居等に被害を受けた世帯に再建のための資金を貸し付ける。</p> <p>(貸付額/例) 住居の全壊・・・250万円～350万円 住居の半壊・・・170万円～270万円</p> <p>(金利) 年3パーセント(据置期間中は無利子)</p> <p>(償還方法等) 年賦または半年賦、元利均等償還。10年</p>	高松市と同じ。	<p>調 整 案</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>		

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	災害援護関係	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
5 小規模災害弔慰金	(内容) 災害救助法の対象とならない小規模な災害により死亡した場合に弔慰金を支給する。 (弔慰金額) 1人当たり100,000円	該当なし。
6 小規模災害見舞金	(内容) 災害救助法の対象とならない小規模な災害により、住居の全損、半損または1ヶ月以上の負傷をした者に対し見舞金を支給する。 (見舞金額) 住居の全損・・・1世帯当たり50,000円 住居の半損・・・1世帯当たり30,000円 1ヶ月以上の負傷・・・1人当たり20,000円	(内容) 住家に火災等により被害を受けた世帯の世帯主に支給する。 (見舞金額) 火災 全焼 20,000円 半焼 10,000円 自然災害 全壊・消失 30,000円 半壊 20,000円 床上浸水10,000円

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	ふれあいのまちづくり事業補助	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 目的	地域において様々な人々が交流し、助け合うとともに、関係機関や社会資源が有機的に連携することにより、高齢者、障害者、児童・青少年等に対し、地域に即した創意と工夫を行った福祉サービスを提供するとともに、それらを永続的かつ自主的に提供する体制の整備を図る。	該当なし。
2 事業内容	(1) ふれあい相談センターの設置 広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言・指導を行い、その福祉の向上を図るため、高松市社会福祉協議会内に相談センターを設置している。 ・総合相談・年3回(専門委員による相談) ・弁護士相談・月1回(弁護士による相談) ・一般相談・毎週月・水・金 (2) 社協広報誌「福祉だより」の発行 (3) 福祉協力校の指定	
3 補助対象団体	社会福祉法人 高松市社会福祉協議会	
4 経費負担	事業費2,550千円 市補助金 500千円 県社協 800千円 市社協 1,250千円	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	地域福祉計画	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 計画の概要等	「自助・公助・共助」の各種施策・活動の協働により、生活課題を解決し、誰もが住み慣れた地域でその人らしい安心のある生活をおくることができる地域社会の実現を目指し、平成16年度末を目途に計画の策定を行っている。	該当なし。
2 推進体制	・庁内組織・地域コミュニティづくり推進本部  ・策定組織・地域福祉計画策定委員会 (公募委員2人を含む15人)	
3 策定スケジュール	・H15.8 計画策定要領の承認 ・H15.10 市民意識調査を実施 ・H16.1 地域福祉計画策定委員会の設置 ・H17.2 パブリックコメントの実施 ・H17.3 計画決定の予定	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
国分寺町では、地域福祉計画の策定を予定していない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。 なお、高松市地域福祉計画の見直し時において、国分寺町地域を含めた計画に改訂するものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-10 その他の福祉事業	
分類	社会福祉協議会運営補助等事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 目的	福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢、心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図る。	高松市と同じ。
2 補助対象団体	<p>名称 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会</p> <p>組織 会長1人、副会長3人、理事15人(会長、副会長を含む)、評議員40人 事務局 事務局長、事務局次長、事業課、総務課、在宅サービス課</p> <p>活動内容 ・介護保険事業 ・市委託事業 ・社協自主事業(生活福祉資金貸付、たすけ合い金庫、在宅福祉サービス事業、車椅子貸与事業、地域福祉権利擁護事業、ふれあいのまちづくり事業等)</p>	<p>名称 社会福祉法人 国分寺町社会福祉協議会</p> <p>組織 会長 1人、副会長 1人、理事 9人(会長、副会長を含む)、評議員 20人 事務局 事務局長、職員4人、ケアマネジャー1人、ヘルパー1人</p> <p>活動内容 ・介護保険事業 ・市委託事業 ・社協自主事業(生きがい活動通所事業、軽度生活援助事業、シルバー人材センター事業等)</p>
3 補助内容	<p>運営補助 ・人件費補助 介護保険事業従事者以外の職員分を全額補助 ・管理費補助 管理委託費等について社会福祉協議会の全体予算に対する介護保険事業の割合に応じて補助。ただし、補助対象、補助割合は毎年度見直し。 ・社会福祉協議会運営費補助</p> <p>事業補助 ・在宅福祉サービス事業補助 ・福祉事業団体補助</p>	<p>運営補助 ・人件費補助 職員4人分は全額補助 ・事務局経費補助 全額補助</p> <p>事業補助 ・シルバー人材センター事業</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・補助内容及び委託事業内容に差異がある。</p> <p>・法律により、1自治体においては、1つの社会福祉協議会のみ設置できることとなっている。</p>

対 応 策
<p>社会福祉協議会への補助内容等については、社会福祉協議会の統合に伴い、国分寺町地域におけるサービス低下を招かないよう、両市町の社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時までに調整するものとする。</p>

調 整 案
<p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、国分寺町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	社会福祉協議会運営補助等事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
4 委託事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者入浴サービス事業</li> <li>・精神障害者ホームヘルプサービス事業</li> <li>・難病患者等ホームヘルプサービス事業</li> <li>・敬老会事業</li> <li>・老人介護支援センター事業</li> <li>・在宅介護者支援事業</li> <li>・福祉電話架設対象者連絡サービス業務</li> <li>・老人と地域の交流事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生きがい活動支援通所事業</li> <li>・精神障害者ホームヘルプサービス事業</li> <li>・難病患者等ホームヘルプサービス事業</li> <li>・心配ごと相談事業</li> <li>・障害者等訪問入浴事業</li> </ul>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	障害者小規模作業所助成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 身体障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な身体障害者を通所させて必要な訓練を行い、かつ就労の機会を提供する小規模作業所に、運営費の補助を行う。 (助成額) 対象施設 7施設 補助実績70,160千円 (平成15年度実績)	該当なし。
2 知的障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な知的障害者を通所させて必要な訓練を行い、かつ就労の機会を提供する小規模作業所に、運営費の補助を行う。 (助成額) 対象施設 9施設 補助実績82,067千円 (平成15年度実績)	該当なし。
3 精神障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な精神障害者を通所させて必要な訓練を行い、かつ社会復帰の促進を図る小規模作業所に、運営費の補助を行う。 (助成額) 対象施設 2施設 補助実績9,400千円 (平成15年度実績)	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	福祉資金貸付金利子補給事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 障害者生活福祉資金貸付金利子補給事業	<p>(内容) 香川県社会福祉協議会が事業主体となり実施している生活福祉資金貸付事業の借受者のうち、障害者のみが借り受けできる資金の借受者に対し、償還利子相当額を補給する。</p> <p>(利子補給件数) 平成15年度実績 : 12件</p>	該当なし。
2 母子・寡婦福祉資金貸付金利子補給事業	<p>(内容) 母子・寡婦福祉資金の借受者に対し、償還利子相当額を補給する。</p> <p>(利子補給件数) 平成15年度実績 : 19件</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	紙おむつ給付事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 心身障害者 (児)紙おむつ給付事業	<p>(対象者) 市内に住所を有する3歳～64歳の身体障害者手帳1級(下肢、体幹、内部)または療育手帳㊦の所持で、概ね6カ月以上寝たきりでおむつを必要とする者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下の者</p> <p>(給付方法等) 1月60枚の紙おむつを給付(現物支給) (2カ月毎に、契約業者が配達)</p> <p>(登録人数) 平成15年度:192人</p>	<p>(対象者) 町内に1年以上居住し、身体障害者手帳(1,2級)の所持者で在宅で6カ月以上寝たきりの状態が継続している者でおむつを必要とする者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が1,000万円以下の者</p> <p>(給付方法等) 四半期ごとに月額5,000円を確定払い。</p> <p>(登録人数) 平成15年度:10人</p>
2 寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業	<p>(対象者) 市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、6カ月以上寝たきりまたは痴呆の状態にあり、おむつを必要とする者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下の者</p> <p>(給付方法等) 1月にパンツタイプに換算して60枚の紙おむつを給付(2カ月毎に契約業者が配達)</p> <p>(登録人数) 平成15年度:1,913人</p>	<p>(対象者) 町内に1年以上居住する65歳以上の高齢者で、6カ月以上寝たきりまたは中度もしくは重度の痴呆の状態にあり、おむつを必要とする者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が1,000万円以下の者</p> <p>(給付方法等) 四半期ごとに月額5,000円を確定払い。</p> <p>(登録人数) 平成15年度: 49人</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、所得要件、給付方法等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	福祉タクシー事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 障害者福祉タクシー助成事業	<p>(目的) 障害者が社会生活上、外出する必要がある場合に、タクシー料金の一部を助成することにより、障害者の社会参加の促進を図る。</p> <p>(助成対象者) ・身体障害者手帳1級及び2級の者 ・療育手帳㊦及びAの者 ・常時車いすを使用している者 ・精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の者</p> <p>(助成内容) 1枚500円(精神障害は550円、車椅子は+500円)のチケットを年間30枚または15枚交付する。 30枚 身体障害者手帳1級、療育手帳㊦、車椅子、精神障害者保健福祉手帳1級 15枚 上記以外の者</p> <p>(助成方法) 利用者はタクシー料金を支払う際に市から交付された福祉タクシー券を渡し、助成額を差し引いた料金を支払う。(市は回収されたタクシー券の枚数に応じ、タクシー協会等に支払う。)</p> <p>(助成実績) 3,400人 (平成15年度)</p>	<p>(目的) 車椅子を使用している障害者が社会生活上、外出する必要がある場合に、タクシーの利用を容易にし、社会活動の範囲の拡大を図る。</p> <p>(助成対象者) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、常時車いすを使用している者</p> <p>(助成内容) 1枚500円の助成券を交付(1回に30枚交付)枚数制限はなし。</p> <p>(助成方法) 利用者はタクシー料金を支払う際に町から交付された福祉タクシー券を渡す。(町は回収されたタクシー券の枚数に応じ、タクシー会社に支払う。)</p> <p>(助成実績) 1人 (平成15年度)</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・障害者福祉タクシー助成事業について、助成対象者、助成内容及び助成方法に差異がある。</p> <p>・国分寺町では、高齢者福祉タクシー助成事業を実施していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	福祉タクシー事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
2 高齢者福祉タクシー助成事業	<p>(目的) 外出することが難しい在宅高齢者に、タクシー料金の一部を助成することにより、高齢者の外出支援を図る。</p> <p>(助成対象者) 65歳以上で要介護認定(要介護1～5)を受けている市民税非課税の在宅の高齢者</p> <p>(助成内容) 年間15枚交付する。 (1枚当たり法人タクシー550円、個人タクシー540円 身体障害者手帳・療育手帳所持者500円)</p> <p>(助成方法) 利用者はタクシー料金を支払う際に市から交付された福祉タクシー券を渡し、助成額を差し引いた料金を支払う。(市は回収されたタクシー券の枚数に応じ、タクシー協会等に支払う。)</p> <p>(助成実績) 2,098人 (平成15年度)</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	福祉電話等貸与事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 障害者福祉電話等貸与事業	<p>(内容) 市内に住所を有する所得税を課されていない電話未所有で、ひとり暮らしの外出困難な重度障害者または難聴者に対して、電話またはファクシミリの貸与を行う。</p> <p>(貸与台数) 平成15年度:12台</p>	<p>該当なし。</p>
2 高齢者福祉電話等貸与事業	<p>(内容) 市内に住所を有する所得税を課されていない電話未所有で、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対して電話の貸与を行う。</p> <p>(貸与台数) 平成15年度:184台</p>	<p>(内容) 高松市と同じ。</p> <p>(貸与台数) 平成15年度: 6台</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<p>国分寺町では、障害者福祉電話等貸与事業を実施していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	介護見舞金支給事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 在宅重度障害者介護見舞金支給事業	<p>(内容) 身体障害者手帳1級及び2級を所持し日常生活動作評価表8点以上、療育手帳④及びAまたは、精神障害者保健福祉手帳1級を所持し日常生活能力判定表12点以上の20歳～64歳の在宅重度障害者を常時介護している者に対し、介護見舞金を支給する。</p> <p>(居住要件) 市内に1年以上住所を有する者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下</p> <p>(支給額) 月額6,000円</p> <p>(支給実績) 平成15年度:173人</p>	<p>(内容) 身体障害者手帳1級及び2級を所持し日常生活動作評価表8点以上、療育手帳④及びAまたは、精神障害者保健福祉手帳1級を所持し日常生活能力判定表12点以上の20歳～64歳の在宅重度障害者を常時介護している者に対し、介護見舞金を支給する。</p> <p>(居住要件) 町内に1年以上住所を有する者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の所得が1,000万円以下</p> <p>(支給額) 年額50,000円</p> <p>(支給実績) 平成15年度:17人</p>
2 在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業	<p>(内容) 65歳以上の在宅の寝たきり・痴呆性高齢者を介護している家族に対し、介護見舞金を支給する。</p> <p>(居住要件) 市内に1年以上住所を有する者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下</p> <p>(支給額) 月額6,000円</p> <p>(支給実績) 平成15年度:892人</p>	<p>(内容) 高松市と同じ。</p> <p>(居住要件) 町内に1年以上住所を有する者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が1,000万円以下</p> <p>(支給額) 年額50,000円</p> <p>(支給実績) 平成15年度:53人</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、所得要件及び支給額に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、居住要件については、合併時に国分寺町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	緊急通報装置貸与等事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 身体障害者 緊急通報装置 貸与等事業	<p>(対象者) 市内に住所を有するひとり暮らし重度身体障害者</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与または給付</p> <p>(通報システム) 消防局通報方式 通報 消防局 (安否確認) 出動</p> <p style="text-align: right;">協力者へ連絡 関係者へ連絡</p> <p>(貸与台数) 15台(平成15年度末現在)</p>	<p>(対象者) 高松市と同じ。</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与</p> <p>(通報システム) 協力員通報方式 通報 老人介護支援センター- 協力者2名 高松市消防局 出動 (安否確認)</p> <p style="text-align: right;">関係者へ連絡</p> <p>(貸与台数) 0台(平成15年度末現在)</p>
2 高齢者緊急 通報装置貸 与等事業	<p>(対象者) おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与または給付</p> <p>(通報システム) 消防局通報方式 通報 消防局 (安否確認) 出動</p> <p style="text-align: right;">協力者へ連絡 関係者へ連絡</p> <p>(貸与台数) 1,580台(平成15年度末現在)</p> <p>(給付台数) 112台(平成15年度末現在)</p>	<p>(対象者) 高松市と同じ。</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与</p> <p>(通報システム) 協力員通報方式 通報 老人介護支援センター- 協力者2名 高松市消防局 出動 (安否確認)</p> <p style="text-align: right;">関係者へ連絡</p> <p>(貸与台数) 91台(平成15年度末現在)</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
内容及び通報システムに差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	住宅改造助成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 内容	身体が虚弱な高齢者または重度障害者の自立を助長するため、自宅を改造する場合に、住宅改造費の一部を助成する。	高松市と同じ。
2 対象者	・65歳以上で寝たきりまたは準寝たきり状態の者 ・視覚または肢体の身体障害者手帳1～2級もしくは療育手帳㊦・Aの障害者 ・その他市長が特に必要と認める者	・65歳以上で日常生活で何らかの介助を要する者 ・身体障害者手帳1～3級で日常生活で介助を要する者 ・その他身体障害者手帳1～3級で日常生活で介助を要する者に準ずる者
3 居住要件	市内に1年以上住所を有する者	町内に住所を有する者
4 所得要件	生計中心者の前年所得が500万円以下	生計中心者の前年所得が1,000万円以下
5 対象工事	改造工事 新築・増築または全面的な改築工事を除く。	増改造工事 新築を除く。
6 助成金額等	・生活保護世帯、所得税非課税世帯： 対象工事費用の3/4の額(限度額750千円) ・その他の世帯 対象工事費用の1/2の額(限度額500千円)	・所得税非課税世帯： 対象工事費用の2/3の額(限度額1,000千円) ・その他の世帯 対象工事費用の1/2の額(限度額1,000千円)
7 助成実績	・高齢者 171件 ・障害者 23件 (平成15年度実績)	・高齢者 18件 ・障害者 4件 (平成15年度実績)

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、居住要件、所得要件、対象工事及び助成金額等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時に国分寺町地域に住所を有する者については、居住要件を満たす者として取り扱うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-10 その他の福祉事業																																					
分類	福祉金等支給事業																																					
	現 況																																					
項目	高 松 市	国 分 寺 町																																				
1 内容	高齢者、障害者、障害児及び母子家庭児等に対し、市民福祉金を支給することにより福祉の増進を図る。	高齢者、障害者及び障害児等に対し、障害者援護年金等を支給することにより福祉の増進を図る。																																				
2 福祉金等の種別	(1) 敬老祝金 (2) 障害者福祉金 (3) 障害児福祉金 (4) 母子家庭児等福祉金	(1) 老齢福祉年金 (2) 障害者援護年金 (3) 児童障害福祉年金 (4) 遺児年金																																				
3 支給額・支給実績	(1) 敬老祝金 77歳 年額10,000円(2,807人) 88歳 年額20,000円(791人) 99歳以上 年額30,000円(91人) (2) 障害者福祉金 年額15,000円(8,428人) (3) 障害児福祉金 年額20,000円(502人) (4) 母子家庭児等福祉金 年額15,000円(3,604人) 平成15年度実績	(1) 老齢福祉年金 80歳以上 年額 8,000円(750人) 88歳以上 年額12,000円(248人) 100歳 1回100,000円(6人) (2) 障害者援護年金(847人) (円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>程度</td> <td>年額</td> <td>年額</td> <td>年額</td> </tr> <tr> <td>身体 1,2,3</td> <td rowspan="2">13,000</td> <td>4</td> <td>5,6 3,000</td> </tr> <tr> <td>知的 ㉠㉡</td> <td>B</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>精神 1,2</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> </tr> </table> (3) 児童障害福祉年金(44人) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>程度</td> <td>年額</td> <td>年額</td> <td>年額</td> <td>年額</td> </tr> <tr> <td>身体 1,2</td> <td>24,000</td> <td>3</td> <td>13,000</td> <td>4</td> <td>5,000</td> <td>5,6</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>知的 ㉠</td> <td></td> <td>㉢</td> <td></td> <td>B</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (4) 遺児年金 両親喪失者 年額30,000円(0人) 片親喪失者 年額12,000円(40人) 平成15年度実績	程度	年額	年額	年額	身体 1,2,3	13,000	4	5,6 3,000	知的 ㉠㉡	B	5,000	精神 1,2		3		程度	年額	年額	年額	年額	身体 1,2	24,000	3	13,000	4	5,000	5,6	3,000	知的 ㉠		㉢		B			
程度	年額	年額	年額																																			
身体 1,2,3	13,000	4	5,6 3,000																																			
知的 ㉠㉡		B	5,000																																			
精神 1,2		3																																				
程度	年額	年額	年額	年額																																		
身体 1,2	24,000	3	13,000	4	5,000	5,6	3,000																															
知的 ㉠		㉢		B																																		
4 居住要件	市内に1年以上住所を有する者	町内に1年以上(遺児年金を除く。)住所を有する者																																				
5 所得等要件	なし	なし																																				

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
福祉金等の支給額、対象者等に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、居住要件については、合併時に国分寺町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	福祉金等支給事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
6 対象者要件	<p>(1) 敬老祝金 77歳, 88歳, 99歳以上の者</p> <p>(2) 障害者福祉金 ・身体障害者手帳所持者 1～3級の者 ・療育手帳所持者 ㉠、A、㉡の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1～2級の者</p> <p>(3) 障害児福祉金 ・身体障害者手帳所持者1～3級で20歳未満の者 ・療育手帳所持者㉠、A、㉡で20歳未満の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者1～2級で20歳未満の者</p> <p>(4) 母子家庭児等福祉金 ・父母又はそのいずれかが死亡もしくは3年以上生死が明らかでない義務教育終了前の者 ・児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の支給を現に受けている母又は養育者の監護・養育を受けている義務教育終了前の者</p>	<p>(1) 老齢福祉年金 80歳以上の者</p> <p>(2) 障害者援護年金 ・身体障害者手帳所持者 1～6級の者 ・療育手帳所持者 ㉠、A、㉡、Bの者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1～3級の者</p> <p>(3) 児童障害福祉年金 ・身体障害者手帳所持者1～6級で20歳未満の者 ・療育手帳所持者㉠、A、㉡、Bで20歳未満の者</p> <p>(4) 遺児年金 両親または片親と死別した義務教育終了前の児童</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	寝たきり高齢者等寝具乾燥等事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 事業名	在宅寝たきり高齢者寝具乾燥等事業	要援護高齢者等寝具類洗濯サービス事業
2 対象者	(要件) 市内に住所を有するおおむね65歳以上の寝たきり高齢者で、市民税非課税世帯の者	(要件) おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯身体障害者手帳(1級～3級)の交付を受けた者
3 事業内容	乾燥消毒または水洗いを月1回実施。 (水洗いは年4回まで) 1回あたり { 掛ふとん2枚以内 敷ふとん1枚 毛布1枚	1会計年度2回までの利用。 (1)掛ふとん・敷ふとん・毛布 3点一式 (2)掛ふとん・敷ふとん・毛布・マットレス4点一式
4 費用負担	市 全額 利用者 なし	町 利用者負担を除いた額 利用者 (1)3点一式 600円 (2)4点一式 1,000円 ただし、生活保護世帯は0円

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、事業内容及び費用負担に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

「保健衛生事業について」に関する資料

医 事 監 視 指 導 に つ い て	74
介護老人保健施設整備及び指導監査等について	75
介護老人保健施設の設置・運営について	76
地 域 保 健 推 進 に つ い て	77
健康づくり推進プランについて	78
営 業 許 可 等 に つ い て	79 ~ 80
監 視 ・ 指 導 ・ 講 習 等 に つ い て	81 ~ 83
食 中 毒 予 防 推 進 に つ い て	84
公衆浴場施設改善事業等助成について	85
狂 犬 病 予 防 に つ い て	86
野 犬 対 策 に つ い て	87
犬猫不妊去勢手術費補助事業について	88
エイズ予防・相談指導事業について	89
感染症予防事業等について	90 ~ 91
結核予防等結核関係事業について	92 ~ 94
精神保健福祉相談等指導事業について	95 ~ 97
精神障害者社会復帰支援等事業について	98 ~ 99
保健センター施設・機能について	100
予 防 接 種 に つ い て	101
母 子 健 康 教 室 に つ い て	102
妊婦・乳幼児健康診査について	103
健康教育・健康相談について	104
健康診査・がん検診について	105 ~ 106
機 能 訓 練 に つ い て	107
地 域 保 健 組 織 に つ い て	108
初 期 救 急 医 療 に つ い て	109

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類	医事監視指導			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町		問 題 点 ・ 課 題
1 医療監視	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 【実施医療機関数】 113医療機関 (病院34、有床診療所25、無床診療所54(歯科診療所25を含む。)で実施。) 【監視体制】 無床及び歯科診療所は薬剤師、診療放射線技師事務職の3名体制(有床診療所・病院には、医師、管理栄養士、保健師などを適宜増員) 【回数】 病院は毎年、有床診療所は3年に1回、無床及び歯科診療所は5年に1回医療監視を行っている。</p>	<p>(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の事務を実施</p>		<p>実施機関に差異がある。</p>
2 医療機関の開設許可等	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (開設許可申請等) 104件 (開設届等) 787件 (医療法人決算等の届出) 302件</p>	<p>(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の事務を実施</p>		対 応 策
				<p>高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。</p>
3 医療関係従事者の免許申請等	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (対象) 医師、歯科医師、看護師等医療従事者 (件数) ・医師免許の交付等 419件 ・医師免許の書換等 259件 ・医師免許の再交付等 37件 ・医師免許の抹消等 8件</p>	<p>(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の事務を実施</p>		調 整 案
				<p>高松市の制度を適用する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	介護老人保健施設整備及び指導監査等	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 介護保険施設の状況	(施設数) 9 施設 (定員) 624 人	(施設数) 1施設 (定員) 80人
2 施設整備	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (募集・選定) 高松圏域における整備枠に基づき募集し、社会福祉施設整備等審査会での審議、県との開設許可に係る協議を経て整備予定事業者を内定し、国庫補助協議を行う。	(実施機関) 香川県において、同様の事務を実施
3 介護老人保健施設の変更許可等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 介護老人保健施設の開設者から、開設者の住所の他の厚生労働省令で定める事項に変更の申請があった場合の処理 (体制) 1名(ただし、現地確認が必要な申請については2名)	(実施機関) 香川県において、同様の事務を実施
4 介護老人保健施設実地指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 市内の介護老人保健施設に立ち入り、その設備、帳簿書類等进行检查する。(実地による検査と書面による検査は、毎年交互に実施) (指導体制) 薬剤師、保健師、事務職(2)、診療放射線技師、管理栄養士の6名体制	(実施機関) 香川県において、同様の事務を実施

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類	介護老人保健施設の設置・運営			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町		
1 施設概要等	<p>該当なし。</p> <p>参考 市内の介護老人保健施設9施設の 設置・運営主体 医療法人 7施設 社会福祉法人 1施設 医療生活協同組合 1施設</p>	<p>(1) 施設の名称等 施設の名称： 介護老人保健施設「こくぶんじ荘」  開設者・運営主体： 国分寺町</p> <p>(2) 所在地： 国分寺町新名2081番地</p> <p>(3) 建築年月日： 平成2年7月</p> <p>(4) 敷地面積： 7,153㎡</p> <p>(5) 建物構造等： 鉄筋コンクリート造 平屋建 延べ床面積： 3,042.07㎡</p> <p>(6) 入所定員等 入所定員 80人 通所リハビリ 10人 その他、老人介護支援センターを併設</p> <p>(7) 職員配置(平成16年4月1日現在) 正規職員 32人 嘱託職員 10人 臨時職員 5人 計 47人</p>	<p>問題点・課題 高松市では、介護老人保健施設を設置・運営していない。</p> <p>対応策 介護老人保健施設「こくぶんじ荘」については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>調整案 介護老人保健施設「こくぶんじ荘」については、高松市に引き継ぐ。</p>	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類	地域保健推進			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町		問 題 点 ・ 課 題
1 地域保健対策	<p>(目的) 市民の健康増進に関する施策についての計画を定め、生涯にわたる健康の保持・増進に係る施策の総合的な推進を図る。</p> <p>(活動) 保健・医療・福祉その他地域保健に関係する団体等との緊密な連携を図っている。</p>	<p>(目的) 町民健康づくり推進の趣旨にのっとり、体育および保健衛生活動を総合的に推進し、町民の健康増進を図る。</p> <p>(活動) 高松市と同じ。</p>		<p>地域保健推進の組織に差異がある。</p>
2 地域保健推進協議会	<p>(設置日) 平成11年7月19日</p> <p>(委員数) 15名</p> <p>(活動内容) 中核市として保健所を設置したことに伴い、地域保健法に基づき設置している。 毎年2回程度開催し、各年度の保健所の運営状況及び事業計画等について協議するなど、地域保健の総合調整を行っている。</p>	該当なし。		対 応 策
				<p>高松市の地域保健推進協議会において、国分寺町地域を含めた活動を行うものとする。</p>
3 健康づくり推進協議会	<p>該当なし。 保険所設置市として上記の「地域保健推進協議会」を設置したことに伴い、「健康づくり推進協議会」を廃止した。 なお、「地域保健推進協議会」においては、「健康づくり推進協議会」を包含した活動を行っている。</p>	<p>(設置日) 昭和59年8月1日</p> <p>(委員数) 健康づくりに関わる16団体代表で構成</p>		調 整 案
				<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	健康づくり推進プラン	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 計画推進	<p>(内容) 市民の健康と生活の質の向上を目指すとともに、健康づくりを基盤に交流とふれあいによる生き生きとした地域づくりを推進するため、2012年までの健康づくり推進プラン「健やか高松21」を推進するため、関係団体代表等で構成する推進部会で、健康づくりの具体の取り組み方等を協議するとともに、各種広報媒体を通じて計画の啓発・実践に努めている。</p>	<p>(内容) 住民一人ひとりがイキイキ・キラキラ・ホノボノと幸せに生活できることを目的に、2010年まで健康づくり推進プラン「健康国分寺21計画」を策定し、住民が自分たちに合った健康づくりの方策を選択し、いきいきと心豊かな生活を送るために、主体的に健康づくりに取り組む。</p>
2 推進体制	<p>(名称) 高松市地域保健推進協議会「健やか高松21」推進部会 (目的) 「健やか高松21」を推進するため、一団体一運動の推進等、計画の実践に向け協議している。 (委員) 地域保健関係団体代表等14名 (活動) 推進部会を年2回程度開催</p>	<p>(名称) 「健康国分寺21計画」推進委員 (目的) 「健康国分寺21計画」のPRや活動を積極的に推進する。 (委員) 住民の代表 9名 (活動) 計画のPRや活動を積極的に推進するとともに、各団体や組織・グループが集まり、活動報告を行っている。</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
計画の内容及び推進体制に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 高松市健康づくり推進プラン「健やか高松21」については、合併年度の翌年度に、国分寺町の現行のプラン「健康国分寺21計画」を踏まえ、国分寺町地域を含めた計画に改訂するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	営業許可等	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 食品営業許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 食品による事故(食中毒など)を防ぎ、安全な食生活を確保するため、食品衛生法に基づき、各種営業施設等に対して食品営業許可を与えている。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施
2 医薬品販売業・薬局開設許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 薬事法に基づき、安全な医薬品・医療用具の提供と適正な使用を図るため、薬局・医薬品販売業者・医療用具販売業・賃貸業者等に対して、許可を与えている。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施
3 温泉利用の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 温泉法に基づき、温泉の適正な利用を図るため、温泉利用施設に対し、許可を与えている。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施
4 毒物劇物販売業登録	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物による保健衛生上の危害防止のため、毒物販売業者に対し、登録を行っている。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施
5 旅館業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 旅館業開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施
6 興行場の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 興行場開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施
7 公衆浴場の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 公衆浴場開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施
8 理容業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 理容業開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施
9 美容業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 美容業開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	営業許可等	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
10 クリーニング業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 クリーニング所開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、 同様の業務を実施
11 化製場の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 化製場開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、 同様の業務を実施

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	監視・指導・講習等	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 薬局・医薬品 販売業者指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 薬事法に基づき、安全な医薬品の品質、有効性及 び安全性の確保と適正な使用を図るため、薬局及び 医薬品販売業者に対し、監視指導を実施。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、 同様の業務を実施
2 温泉利用施設 指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 温泉法に基づき、温泉の適正な利用を図るため、 温泉利用施設に対し、監視指導を実施。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、 同様の業務を実施
3 毒物劇物販売 業者指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物による保 健衛生上の危害防止のため、毒物販売業者に対し、 監視指導を実施。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、 同様の業務を実施
4 旅館業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 旅館業の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、 同様の業務を実施
5 興行場の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 興行場の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、 同様の業務を実施
6 公衆浴場の 指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 公衆浴場の監視指導を行い、環境衛生の向上に 努めている。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、 同様の業務を実施
7 理容業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 理容業の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、 同様の業務を実施
8 美容業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 美容業の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、 同様の業務を実施

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機 関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	監視・指導・講習等	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
9 クリーニング業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 クリーニング所の監視指導を行い、環境衛生の向上に努めている。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施
10 化製場の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 化製場の監視指導を行い、環境衛生の向上に努めている。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施
11 専用水道・簡易水道の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 専用水道及び簡易専用水道などの衛生管理指導を行うことにより、市民が安心して飲用することができる水の確保に努めている。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施
12 食品関係営業施設の指導等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (監視指導・食品の収去) 各種営業施設等に対して監視指導・食品の収去業務を実施している。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施
13 プール・海水浴場等指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 プール等の水質検査等の監視指導を行っている。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	監視・指導・講習等	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
14 香川県食品衛生協会委託事業	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (食品関係営業者自主管理体制) 食品衛生指導員が、食品関係営業施設を巡回し、施設の衛生状態、食品の取扱い状況等を調査指導し、自主管理体制の確立と食品衛生思想の普及向上を図るため、食品関係営業者自主管理体制事業を委託している。</p> <p>(食品衛生教室) 食品の安全性に対する不安を解消するため、消費者に食品衛生知識の普及啓発を図るため、委託して実施している。</p> <p>(食品衛生責任者養成講習会) 食品衛生責任者の養成を行うことによって、営業者等の資質の向上を図るとともに、自主管理体制の確立を促進し、あわせて食品に起因する事故発生の防止を図るため、委託して実施している。</p> <p>(食品衛生責任者実務講習会) 食品衛生責任者の実務教育を行うことによって、営業者等の資質の向上を図るとともに、自主管理体制の確立を促進し、あわせて食品に起因する事故発生の防止を図るため、委託して実施している。</p> <p>(食品衛生行政情報普及事業) 食品衛生行政情報を営業者に普及することにより、食品衛生思想の普及向上を図り、食中毒防止に資するために、委託して実施している。</p> <p>(食品関係業者業種別自主管理事業) 食品関係業種別に自主管理要領を作成し、営業者による自主管理の徹底を図ることによって、食品の事故の発生を防止するため、委託して実施している。</p>	<p>(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	食中毒予防推進	
	現 況	
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
1 食中毒防止対策	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 食中毒防止のための啓発活動及び食中毒事件が発生した場合の調査等を実施している。 H15年度実績 食中毒発生状況1回 患者数17名	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施
2 病原性大腸菌食中毒防止対策	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 病原性大腸菌食中毒防止のための啓発活動及び食中毒事件が発生した場合の調査等を実施している。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施
3 腸炎ビブリオ食中毒等防止対策	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 腸炎ビブリオ食中毒等防止対策のために5月～12月にかけて生食用魚介類の買上検査および啓発活動を実施している。 H15年度実績 腸炎ビブリオ検査検体数 16検体	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施
4 フグ中毒防止啓発事務	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 フグ中毒防止のための啓発活動及びフグを収去し、フグ毒性検査業務を実施している。 H15年度実績 ナシフグ毒性検査 20検体	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	公衆浴場施設改善事業等助成	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 施設改善事業補助金	一般公衆浴場の浴室等の施設改善事業に対し助成を行っている。 H15年度実績 4業者7件 補助金額 3,866千円	該当なし。
2 活性化事業等補助金	高松公衆浴場組合の実施する活性化事業等に対して補助金を支出している。 H15年度実績 活性化のための相談業務・イベント等 補助金額 2,000千円	該当なし。
3 公衆浴場業者への水道料金の助成	一般公衆浴場の公衆浴場業者に対して水道料金の2分の1の額(1ヶ月につき10万円を限度)を助成している。 H15年度実績 公衆浴場業者数 24軒 補助金額 12,029千円	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	狂犬病予防	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 狂犬病予防注射	<p>狂犬病予防法に基づき、4月(11日間103箇所)、5月(4日間42箇所)に各地域を車2台(各2名)、土・日のみ車3台で巡回し、狂犬病の予防のための集合注射を実施している。なお、注射については、香川県獣医師会に委託して実施している。</p> <p>H15年度実績 注射数 10,536件</p>	<p>狂犬病予防法に基づき、4月(4日間11箇所)で、狂犬病の予防のための集合注射を実施している。なお、注射については、香川県獣医師会に委託して実施している。</p> <p>H15年度実績 注射数 826件</p>
2 犬の登録管理	<p>狂犬病予防法に基づき、犬の登録等の業務を実施している。なお、犬の登録等についての事務の一部は、香川県獣医師会に委託して実施している。</p> <p>H16.3.31現在 登録頭数 15,974頭 H15年度登録頭数 1,374頭</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>H16.3.31現在 登録頭数 1,576頭 H15年度登録頭数 134頭</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>狂犬病予防注射の実施方法に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類	野犬対策			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 野犬等の捕獲・保護・抑留	<p>中核市の事務として、狂犬病予防法に基づいて、野犬等の捕獲・保護・抑留を実施している。</p> <p>H15年度実績          抑留 696件          返還 27件          捕獲体制等          獣医師 3名 非常勤捕獲員 2名          捕獲車 1台 軽捕獲車 1台          軽トラック 1台</p>	<p>(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施</p>	<p>実施機関に差異がある。</p>	
2 捕獲箱貸出し・引取り	<p>野犬対策のため、捕獲箱の貸出し及び引取り業務を実施している。</p> <p>H15年度実績          捕獲箱延べ貸出日数 12,321日          捕獲箱数 50台(サークル一式含む。)</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>H15年度実績          捕獲箱貸出件数 38件          捕獲箱数 9台</p>	対 応 策	
			<p>高松市の制度に統一するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。</p>	
			調 整 案	
			<p>高松市の制度に統一する。</p>	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類	犬猫不妊去勢手術費補助事業			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 犬猫不妊去勢手術費補助	<p>犬猫の不必要な繁殖防止に寄与するため、犬猫不妊去勢手術費の一部を助成している。</p> <p>犬または猫1頭につき 3,000円 ただし、猫は1世帯につき1年度2頭まで。 犬は制限なし(登録している犬のみ)。</p> <p>H15年度実績 補助金申請数 1,105頭 補助金額 3,315千円</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>H15年度実績 補助金申請数 97頭 補助金額 291千円</p>		
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	エイズ予防・相談指導事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
1 エイズ予防啓 発事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 世界エイズデーに合わせて市民を対象にイベントを開催し、正しい知識の普及啓発を行っている。また、文化祭や大学祭等の機会をとらえて、若年者に対してエイズの予防啓発を行っている。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
2 エイズ相談・検 査事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) エイズやHIV感染の不安のある人を対象に月2回、医師による個別相談や血液検査を実施するとともに、日常においても保健師による相談を行っている。エイズ検査は保健所医師、保健師1名、看護師(嘱託)1名が担当、日常の相談は保健師2名が担当している。 平成15年度エイズ相談 309件 平成15年度エイズ検査 127件	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-11 保健衛生事業	
分類	感染症予防事業等	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 感染症予防啓発事業	広報への記事掲載、リーフレットの配布等を行い、市民等に対しO157、インフルエンザ等感染症の予防啓発に努めている。	高松市と同じ。
2 B型・C型肝炎検査	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) B型・C型肝炎検査を希望する人を対象に、月1回、医師による個別相談、血液検査を実施し、感染への不安解消及び正しい知識の普及を図っている。検査は保健所医師、保健師1名、看護師(嘱託)1名で担当している。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施
3 感染症発生動向調査事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 感染症の発生状況の収集・分析を行うため、指定した患者定点医療機関から27の疾病の発生件数を週または月単位で報告を求めている。また、病原体定点医療機関からインフルエンザウイルスの型等を調査するための検体の採取を依頼している。患者定点医療機関18か所、病原体定点医療機関4か所。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
4 感染症発生時調査・健康診断	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 感染症のまん延防止を図るため、2・3類感染症に感染しているおそれがある者に対し健康診断(検便)を実施している。 (実績) 平成15年度 細菌性赤痢3人/O157 14人/ 26 7人 計24人	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類	感染症予防事業等			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
5 感染症診査協議会	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が設置</p> <p>(内容) 1・2類感染症患者の指定医療機関への入院勧告及び入院期間の延長について審議するため、必要時、感染症診査協議会を開催している。委員は医師4名(内2名は感染症指定医療機関の医師)学識経験者2名。</p>	<p>(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施</p>		
6 感染症患者入院医療費公費負担	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 1・2類感染症患者の指定医療機関への入院に際する医療費について公費負担をしている。平成15年度は1・2類感染症の発生はない。</p>	<p>(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類	結核予防等結核関係事業			
	現況			
項目	高松市	国分寺町		問題点・課題
1 結核定期外検診事業	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 結核患者の家族等接触者に対して、ツベルクリン反応検査、胸部エックス線検査など定期外の健康診断を月2回実施している。従事者は医師会委託の医師1名、保健師2名、看護師(嘱託)1名、放射線技師1名。平成15年度はツベルクリン反応検査については65人、胸部レントゲンについては319人に実施。</p>	<p>(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施</p>		実施機関に差異がある。
2 結核患者管理	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 地区担当制で2名の保健師が結核登録患者の初回対応から削除まで、相談・指導、医療機関等連絡、管理検診の実施などにより管理している。 平成15年度末結核登録患者154人 平成15年度新登録患者 80人</p>	<p>(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施</p>		対応策 高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。
3 結核予防対策	<p>結核予防週間等の機会をとらえ、市民等に対して広報への記事掲載、各地区保健委員会等を通じてのリーフレットの配布等、広く結核予防意識の普及啓発に努めている。 結核対策の総合的な推進について協議するため、結核対策会議を開催している。委員は医師5名と保健所長。年1回開催するほか、集団感染のおそれがある場合などは随時開催する。</p>	<p>結核予防週間等の機会をとらえ、町民等に対して広報への記事掲載、各地区保健委員会等を通じてのリーフレットの配布等、広く結核予防意識の普及啓発に努めている。</p>		調整案 高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	結核予防等結核関係事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
4 結核健康診断補助事業	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 結核予防法の規定により、私立学校または政令で定める施設が実施する定期健康診断の費用の2/3を補助している。平成15年度は28施設、3,923人に対して補助した。</p>	<p>(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施</p>
5 結核医療費公費負担	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 結核患者に対し、結核診査協議会において承認された医療について公費負担を行っている。平成15年度は169件について医療費の公費負担を実施した。 平成15年度末命令入所患者11人。</p>	<p>(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施</p>
6 結核対策特別促進事業	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 結核医療従事者等の資質の向上を図るため、医師研修会の開催、結核の後遺症等で低肺機能となった患者とその家族を対象に呼吸器教室を開催するほか、一般市民への結核予防についての意識啓発を図るため平成15年度は事業所衛生担当者を対象とした研修会を開催するなど事業を実施している。</p>	<p>(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	結核予防等結核関係事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
7 結核定期病状調査事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 治療を終了し経過観察中の患者の病状等について、文書で照会し、これをもとに患者に対する適切な指導を行っている。平成15年度は68件の定期病状調査を実施した。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施
8 結核診査協議会運営費	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核患者に対する医療の適否を審査するため、月2回結核診査協議会を開催している。委員は医師4名と保健所長。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施
9 結核指定医療機関関係事務	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核予防法の規定により、結核についての医療を担当する医療機関の指定及び解除を申請に基づき行っている。事務職1名が担当している。平成15年度は56件の指定・解除を行った。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施
10 結核健康診断実施報告	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核予防法の規定により、市内における学校、施設、事業所等からの定期健康診断の実施状況についての報告を受けている。主に事務職1名が担当している。平成15年度は253件の報告を受けた。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類	精神保健福祉相談等指導事業			
	現況			
項目	高松市	国分寺町		問題点・課題
1 こころの健康相談	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) こころの健康についての個別相談を随時実施している。この相談は保健師4名が担当している。医師による相談として、精神一般相談を月1回、思春期こころの相談を月1回、酒害相談を年6回実施している。平成15年度は保健師による相談1,248件、医師による相談17件。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施		実施機関に差異がある。
2 訪問指導	精神障害者の社会復帰支援等のため、保健師4名が訪問指導を実施している。 平成15年度は464件訪問。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施		対応策
3 こころの健康セミナー	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 精神保健福祉の意識啓発の一環として年1回(3回コースで1回2時間)実施している。講師は医師等。 平成15年度の参加者は延べ139人。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施		高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。
4 アルコール問題を考えるつどい	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) アルコールを飲むことによって、健康を害したり、社会や家族間の人間関係で悩んでいる本人や家族を対象に、アルコール問題について学ぶことを目的に年1回、3回コースで実施している。講師は医師・臨床心理士(講演)、酒害者・家族(体験発表)、3回目は自助グループの紹介もしている。平成15年度は、参加者延べ132人。従事者は保健師3名。(内1名嘱託)	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施		調整案
				高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類	精神保健福祉相談等指導事業			
	現況			
項目	高松市	国分寺町	問題点・課題	
5 若年者に対する酒害啓発	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 毎年1回実施。 平成15年度は、高松大学の大学祭にて、アルコールパッチテスト、いっき飲み防止等を行い、若年層のアルコール問題の啓発を図った。 平成15年度は、小中学校の養護教諭と保健主事を対象にアルコール関連問題の知識普及とアルコール予防教育実践への意識啓発を行い、117人参加。</p>	<p>(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施</p>		
6 統合失調症家族教室・OB会	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 統合失調症の患者を持つ家族(15人程度)を対象に統合失調症家族教室を年1回(4回コース)実施している。講師は精神科医師、ソーシャルワーカー、保健師等。平成15年度の参加延数66人。 また、家族教室修了者を対象に、統合失調症家族教室OB会を毎月1回実施している。平成15年度の参加延数54人。</p>	<p>(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施</p>	対応策	
7 アルコール問題を考える家族のつどい	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) アルコール問題を持っている家族を対象に、病気への理解を深め、相互に支え合い酒害者の回復を支援するため、平成15年度は試行的に8月から毎月1回開催している。平成15年度の参加延数151人。従事者は保健師2名。</p>	<p>(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施</p>	調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	精神保健福祉相談等指導事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
8 精神障害者 ホームヘルパー 研修会	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 高松市社会福祉協議会等ホームヘルパーを対象に、精神障害者への対応が円滑に行えるように精神障害者に関する基礎知識等の研修を3回コースで実施している。講師は精神科医師、精神科PSW、ホームヘルパー、当事者、保健師。修了者には修了証を交付している。担当は保健師3名。(内1名嘱託)平成15年度に修了証を交付したのは23人。</p>	<p>(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施</p>
9 家族会支援	<p>(実施機関) 高松市が実施</p> <p>(内容) 高松精神障害者家族会(むつみ会)に対して運営補助を行うとともに、同会が毎月1回開催する定例会に側面的な援助を行っている。保健師1名が担当している。</p>	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	精神障害者社会復帰支援等事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 デイケア	在宅の精神障害者(主に統合失調症)を対象に、昼間の居場所の一つとして毎週1回、話し合いや各種活動(俳句、絵画、紙粘土、おやつ作り等)を実施している。主に保健師2名(内1名嘱託)で担当している。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施
2 社会適応訓練事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 保健所が窓口となって、精神障害者に協力事業所を紹介し、希望者の面接、作業支援、月1回の事業主と本人との面接などを行い、社会復帰への支援をしている。保健師1名が担当。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施
3 社会復帰施設等との連携	年3回開催されるネットワーク会議に参加している。毎月1回開催される精神障害者家族会むつみ会に参加するほか、必要時関係者会を開催している。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施
4 医療保護入退院届等受付	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 医療保護入退院届等について随時受け付けし、3週間ごとに開催される香川県精神医療審査会までに提出している。担当は保健師2名。(内1名嘱託) 平成15年度は、県に対し544件進達した。	(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	精神障害者社会復帰支援等事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
5 病院月報受付事務	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 毎月5日付けで精神科病院月報(病床数、入院形態別患者数等)を受け付け、点検し、県へ進達している。 担当は保健師2名。(内1名囑託)</p>	<p>(実施機関) 香川県中讃保健福祉事務所において、同様の業務を実施</p>
6 市・町長同意関係事務	<p>(実施機関) 高松市が実施</p> <p>(内容) 医療保護入院に必要な保護者の同意を市長が行う際の事務 平成15年度は6件市長同意を行った。事務は主に保健師1名が担当している。</p>	<p>(実施機関) 国分寺町が実施</p> <p>(内容) 医療保護入院に必要な保護者の同意を町長が行う際の事務 該当なし。</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	保健センター施設・機能	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 施設の概要	<p>名称 高松市保健センター</p> <p>所在地等 高松市桜町一丁目9番12号 (鉄筋コンクリート造 地下1階 地上6階建)</p> <p>開設日 平成6年7月1日</p>	<p>名称 国分寺町保健センター</p> <p>所在地等 綾歌郡国分寺町新居1180-1 (鉄筋コンクリート造 地上2階建)</p> <p>開設日 平成5年4月1日</p>
2 設置の経緯等	<p>(経緯) 市民の保健ニーズの増大・多様化に対応し、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた保健事業を総合的に行う拠点施設として整備</p> <p>(位置付け) 市町村保健センター</p>	<p>(経緯) 健康づくりを推進するため、地域住民に密着した健康相談・健康教育・健康診査等の対人保健サービスを総合的に行う拠点とするとともに、地域住民の自主的な保健活動の場に資する施設として整備</p> <p>(位置付け) 高松市と同じ。</p>
3 機能	<p>保健センター機能 &lt; 施設における主な実施事業 &gt; 母子健康手帳交付、乳児相談、1歳6か月児・3歳児健康診査、健康教室、健康相談、歯科保健など</p> <p>併設機能 夜間急病診療所</p>	<p>保健センター機能 &lt; 施設における主な実施事業 &gt; 健康増進、母子保健、老人保健、精神保健 歯科保健、結核、感染症、予防接種、地区組織</p> <p>併設機能 なし</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

設置の経緯等及び併設機能に差異がある。
---------------------

対 応 策

国分寺町保健センターについては、市町村保健センターとして高松市に引き継ぐ。
---------------------------------------

調 整 案

国分寺町保健センターについては、市町村保健センターとして高松市に引き継ぐ。
---------------------------------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業																																																													
分類	予防接種																																																													
項目	現 高 松 市	況 国 分 寺 町																																																												
1 実施方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予防接種名</th> <th>実施方法</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三種混合</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>二種混合(2期)</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>急性灰白髄炎</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>麻しん</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>風しん</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎 1期</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎 2期3期</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>インフルエンザ</td> <td>個別</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>ツベルクリン反応検査・BCG接種</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 保健センター、各地区公民館で実施</p>	予防接種名	実施方法	自己負担額	三種混合	個別	無料	二種混合(2期)	個別	無料	急性灰白髄炎	集団	無料	麻しん	個別	無料	風しん	個別	無料	日本脳炎 1期	個別	無料	日本脳炎 2期3期	個別	無料	インフルエンザ	個別	1,200円	ツベルクリン反応検査・BCG接種	個別	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予防接種名</th> <th>実施方法</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三種混合</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>二種混合(2期)</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>急性灰白髄炎</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>麻しん</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>風しん</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎 1期</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎 2期3期</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>インフルエンザ</td> <td>個別</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>ツベルクリン反応検査・BCG接種</td> <td>個別・集団</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 保健センター等で実施</p>	予防接種名	実施方法	自己負担額	三種混合	個別	無料	二種混合(2期)	集団	無料	急性灰白髄炎	集団	無料	麻しん	個別	無料	風しん	個別	無料	日本脳炎 1期	個別	無料	日本脳炎 2期3期	集団	無料	インフルエンザ	個別	1,000円	ツベルクリン反応検査・BCG接種	個別・集団	無料
予防接種名	実施方法	自己負担額																																																												
三種混合	個別	無料																																																												
二種混合(2期)	個別	無料																																																												
急性灰白髄炎	集団	無料																																																												
麻しん	個別	無料																																																												
風しん	個別	無料																																																												
日本脳炎 1期	個別	無料																																																												
日本脳炎 2期3期	個別	無料																																																												
インフルエンザ	個別	1,200円																																																												
ツベルクリン反応検査・BCG接種	個別	無料																																																												
予防接種名	実施方法	自己負担額																																																												
三種混合	個別	無料																																																												
二種混合(2期)	集団	無料																																																												
急性灰白髄炎	集団	無料																																																												
麻しん	個別	無料																																																												
風しん	個別	無料																																																												
日本脳炎 1期	個別	無料																																																												
日本脳炎 2期3期	集団	無料																																																												
インフルエンザ	個別	1,000円																																																												
ツベルクリン反応検査・BCG接種	個別・集団	無料																																																												

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・二種混合(2期)、日本脳炎2期・3期及びツベルクリン反応検査・BCG接種の実施方法に差異がある。 ・インフルエンザの自己負担額に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業																					
分類	母子健康教育																					
現 況																						
項 目	高 松 市	国 分 寺 町																				
1 主な事業の実施内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マタニティ教室</td> <td>妊婦等を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習</td> </tr> <tr> <td>はぐくみ学級</td> <td>乳児とその保護者を対象にした離乳食と育児についての講義等</td> </tr> <tr> <td>すくすく学級</td> <td>1～3歳の幼児とその保護者を対象にした育児、食事等についての講義等</td> </tr> <tr> <td>日曜子育てひろば（はじめてのパパママコース）</td> <td>初妊婦と夫等を対象にした育児についての講義、妊婦の疑似体験、沐浴実習等</td> </tr> <tr> <td>日曜子育てひろば（親子ふれあいコース）</td> <td>幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等</td> </tr> <tr> <td>育児支援事業「ひまわり」</td> <td>育児不安を抱える保護者を対象にした心理相談員等による個別及び集団での相談指導</td> </tr> <tr> <td>親子の歯の健康教室</td> <td>幼児とその保護者を対象にした歯科健診、ブラッシング指導等</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	内 容	マタニティ教室	妊婦等を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習	はぐくみ学級	乳児とその保護者を対象にした離乳食と育児についての講義等	すくすく学級	1～3歳の幼児とその保護者を対象にした育児、食事等についての講義等	日曜子育てひろば（はじめてのパパママコース）	初妊婦と夫等を対象にした育児についての講義、妊婦の疑似体験、沐浴実習等	日曜子育てひろば（親子ふれあいコース）	幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等	育児支援事業「ひまわり」	育児不安を抱える保護者を対象にした心理相談員等による個別及び集団での相談指導	親子の歯の健康教室	幼児とその保護者を対象にした歯科健診、ブラッシング指導等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母親学級</td> <td>妊婦等を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	内 容	母親学級	妊婦等を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習
	事業名	内 容																				
	マタニティ教室	妊婦等を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習																				
	はぐくみ学級	乳児とその保護者を対象にした離乳食と育児についての講義等																				
	すくすく学級	1～3歳の幼児とその保護者を対象にした育児、食事等についての講義等																				
	日曜子育てひろば（はじめてのパパママコース）	初妊婦と夫等を対象にした育児についての講義、妊婦の疑似体験、沐浴実習等																				
	日曜子育てひろば（親子ふれあいコース）	幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等																				
	育児支援事業「ひまわり」	育児不安を抱える保護者を対象にした心理相談員等による個別及び集団での相談指導																				
親子の歯の健康教室	幼児とその保護者を対象にした歯科健診、ブラッシング指導等																					
事業名	内 容																					
母親学級	妊婦等を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習																					
上記以外にも、地区公民館において「母子保健セミナー」等の母子健康教育を実施している。																						

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
事業内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業																																																																													
分類	妊婦・乳幼児健康診査																																																																													
現			況																																																																											
項目	高松市			国分寺町																																																																										
1 実施方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施方法</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊婦健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>妊婦歯科健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>乳児一般健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>4か月児相談</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>乳幼児健康診査 (3か月、12か月)</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳児相談</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>3歳児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>幼児歯科健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>ことば相談</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>こども相談</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施            集団 = 保健センター、地区公民館等で実施            健康診査 = 医師による診察あり            相談 = 保健師等による相談(医師診察なし)</p>			事業名	実施方法	自己負担額	妊婦健康診査	個別	無料	妊婦歯科健康診査	個別	無料	乳児一般健康診査	個別	無料	4か月児相談	集団	無料	乳幼児健康診査 (3か月、12か月)	該当なし		乳児相談	集団	無料	1歳6か月児健康診査	集団	無料	3歳児健康診査	集団	無料	幼児歯科健康診査	集団	無料	ことば相談	集団	無料	こども相談	集団	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施方法</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊婦健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>妊婦歯科健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>乳児一般健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>4か月児相談</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳幼児健康診査 (3か月、12か月)</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>乳児相談 (4か月、7か月)</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>3歳児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>幼児歯科健康診査</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ことば相談</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>こども相談</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施            集団 = 保健センター等で実施            健康診査 = 医師による診察あり            相談 = 保健師等による相談(医師診察なし)</p>			事業名	実施方法	自己負担額	妊婦健康診査	個別	無料	妊婦歯科健康診査	集団	無料	乳児一般健康診査	個別	無料	4か月児相談	該当なし		乳幼児健康診査 (3か月、12か月)	集団	無料	乳児相談 (4か月、7か月)	集団	無料	1歳6か月児健康診査	集団	無料	3歳児健康診査	集団	無料	幼児歯科健康診査	該当なし		ことば相談	集団	無料	こども相談	集団	無料
事業名	実施方法	自己負担額																																																																												
妊婦健康診査	個別	無料																																																																												
妊婦歯科健康診査	個別	無料																																																																												
乳児一般健康診査	個別	無料																																																																												
4か月児相談	集団	無料																																																																												
乳幼児健康診査 (3か月、12か月)	該当なし																																																																													
乳児相談	集団	無料																																																																												
1歳6か月児健康診査	集団	無料																																																																												
3歳児健康診査	集団	無料																																																																												
幼児歯科健康診査	集団	無料																																																																												
ことば相談	集団	無料																																																																												
こども相談	集団	無料																																																																												
事業名	実施方法	自己負担額																																																																												
妊婦健康診査	個別	無料																																																																												
妊婦歯科健康診査	集団	無料																																																																												
乳児一般健康診査	個別	無料																																																																												
4か月児相談	該当なし																																																																													
乳幼児健康診査 (3か月、12か月)	集団	無料																																																																												
乳児相談 (4か月、7か月)	集団	無料																																																																												
1歳6か月児健康診査	集団	無料																																																																												
3歳児健康診査	集団	無料																																																																												
幼児歯科健康診査	該当なし																																																																													
ことば相談	集団	無料																																																																												
こども相談	集団	無料																																																																												

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦歯科健康診査の実施方法に差異がある。</li> <li>・国分寺町では、4か月児相談、幼児歯科健康診査を実施していない。</li> <li>・高松市では、3か月児、12か月児に対して医師による健康診査を実施していない。</li> <li>・高松市の制度に統一すると、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、ことば相談及びこども相談については、高松市保健センターで実施することになる。</li> </ul>

対応策
<p>高松市の制度に統一する。            ただし、国分寺町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、ことば相談及びこども相談の実施場所については、現行のとおりとするが、合併年度の翌年度から3年度目において見直しを行うものとする。</p>

調整案
<p>高松市の制度に統一する。            ただし、国分寺町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、ことば相談及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	健康教育・健康相談	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 健康まつり	<p>(目的) 「健やか高松21」事業の目的達成のため、生涯を通じた健康づくりを積極的に推進する啓発の場</p> <p>(実施場所) 保健センター</p> <p>(実施時期) 毎年9月の第1日曜日</p> <p>(内容) 健康チェック、健康相談、歯科検診等</p>	<p>(目的) 健康づくり全般に関する啓発</p> <p>(実施場所) 保健センター</p> <p>(実施時期) 毎年11月の第2土・日曜日(町文化祭と同時開催)</p> <p>(内容) 健康チェック、パネル展示、健康相談、栄養相談 食生活改善による試食・展示、薬物乱用防止啓発 歯科健診・フッ素塗布・相談等</p>
2 骨粗しょう症 予防教室	<p>(実施場所) 保健センター</p> <p>(実施時期) 原則として、毎週月曜日</p> <p>(内容) 骨密度測定、健康相談を実施</p> <p>(自己負担額) なし</p>	<p>(実施場所) 保健センター</p> <p>(実施時期) 毎年8月</p> <p>(内容) 骨粗しょう症検診及び検診後の健康教育を実施</p> <p>(自己負担額) なし</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・健康まつりの実施内容等に差異がある。 ・骨粗しょう症予防教室の実施内容等に差異がある。</p>

対 応 策
<p>・国分寺町で実施している健康まつりにつ いては、高松市の健康まつりに統合するも のとする。 ・国分寺町で実施している骨粗しょう症検診 については、骨密度測定による予防事業と して実施するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業																																													
分類	健康診査・がん検診																																													
	現 況																																													
項目	高 松 市	国 分 寺 町																																												
1 実施方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>個別</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>肝炎ウイルス検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>個別</td></tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 保健センター、検診車等で実施</p>	事業名	実施方法	基本健康診査	個別	胃がん検診	集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	集団	子宮がん検診	個別・集団	乳がん検診	個別	前立腺がん検診	個別	肝炎ウイルス検診	個別	結核検診	集団	成人歯科健診	個別	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>個別</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>乳がん検診甲状腺がん</td><td>集団</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>肝炎ウイルス検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>個別・集団</td></tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 保健センター、検診車等で実施</p>	事業名	実施方法	基本健康診査	個別	胃がん検診	個別・集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	個別	子宮がん検診	個別・集団	乳がん検診甲状腺がん	集団	前立腺がん検診	個別	肝炎ウイルス検診	個別	結核検診	集団	成人歯科健診	個別・集団
事業名	実施方法																																													
基本健康診査	個別																																													
胃がん検診	集団																																													
肺がん検診	集団																																													
大腸がん検診	集団																																													
子宮がん検診	個別・集団																																													
乳がん検診	個別																																													
前立腺がん検診	個別																																													
肝炎ウイルス検診	個別																																													
結核検診	集団																																													
成人歯科健診	個別																																													
事業名	実施方法																																													
基本健康診査	個別																																													
胃がん検診	個別・集団																																													
肺がん検診	集団																																													
大腸がん検診	個別																																													
子宮がん検診	個別・集団																																													
乳がん検診甲状腺がん	集団																																													
前立腺がん検診	個別																																													
肝炎ウイルス検診	個別																																													
結核検診	集団																																													
成人歯科健診	個別・集団																																													
2 自己負担額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>無料</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>1,300円</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>喀痰検査:800円</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>500円</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>個別:2,200円 集団:1,000円</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>視触診:1,000円, 視触診+マンモグラフィ:2,000円</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>40～69歳:1,200円 70歳以上:600円</td></tr> <tr><td>肝炎ウイルス検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>無料</td></tr> </tbody> </table>	事業名	自己負担額	基本健康診査	無料	胃がん検診	1,300円	肺がん検診	喀痰検査:800円	大腸がん検診	500円	子宮がん検診	個別:2,200円 集団:1,000円	乳がん検診	視触診:1,000円, 視触診+マンモグラフィ:2,000円	前立腺がん検診	40～69歳:1,200円 70歳以上:600円	肝炎ウイルス検診	無料	結核検診	無料	成人歯科健診	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>無料</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>肝炎ウイルス検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>無料</td></tr> </tbody> </table>	事業名	自己負担額	基本健康診査	無料	胃がん検診	無料	肺がん検診	無料	大腸がん検診	無料	子宮がん検診	無料	乳がん検診	無料	前立腺がん検診	無料	肝炎ウイルス検診	無料	結核検診	無料	成人歯科健診	無料
事業名	自己負担額																																													
基本健康診査	無料																																													
胃がん検診	1,300円																																													
肺がん検診	喀痰検査:800円																																													
大腸がん検診	500円																																													
子宮がん検診	個別:2,200円 集団:1,000円																																													
乳がん検診	視触診:1,000円, 視触診+マンモグラフィ:2,000円																																													
前立腺がん検診	40～69歳:1,200円 70歳以上:600円																																													
肝炎ウイルス検診	無料																																													
結核検診	無料																																													
成人歯科健診	無料																																													
事業名	自己負担額																																													
基本健康診査	無料																																													
胃がん検診	無料																																													
肺がん検診	無料																																													
大腸がん検診	無料																																													
子宮がん検診	無料																																													
乳がん検診	無料																																													
前立腺がん検診	無料																																													
肝炎ウイルス検診	無料																																													
結核検診	無料																																													
成人歯科健診	無料																																													

部 会 名	健康福祉
-------	------

問題点・課題
実施方法、自己負担金及び自己負担免除者に差異がある。

対応策
高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町で実施している胃がんの個別検診については、国分寺町内の医療機関において、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。 なお、国の制度の変更等により、検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時までには調整するものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町で実施している胃がん検診については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	健康診査・がん検診	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
3 自己負担免除者	胃、肺、大腸、子宮、乳がん検診： 70歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯 前立腺がん検診： 生活保護世帯、市民税非課税世帯	該当なし。(自己負担額なし)

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	機能訓練	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 機能訓練	<p>(対象者) 寝たきり度判定基準ランクJ・Aに該当する40歳以上の者で、通所可能な者</p> <p>(実施場所) 保健センター</p> <p>(実施回数) 週4回 毎週火～金曜日</p> <p>(送迎) なし</p>	<p>(対象者) 40歳以上の者で疾病、外傷、その他の原因による身体又は精神機能の障害又は低下に対する訓練を行う必要のあるもの</p> <p>(実施場所) 保健センター</p> <p>(実施回数) 月2回 第1・3水曜日</p> <p>(送迎) バス(町所有)による送迎あり</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・対象者及び実施回数に差異がある。 ・国分寺町では、町のバスにより送迎を行っている。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町で実施している機能訓練については、現行のとおり実施するものとするが、合併年度の翌年度から3年度目において見直しを行うものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町で実施している機能訓練については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業																																	
分類	地域保健組織																																	
	現 況																																	
項目	高 松 市	国 分 寺 町																																
1 地域保健組織	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織名</th> <th>組織数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区保健委員会</td> <td>35組織</td> </tr> <tr> <td>保健委員会連絡協議会</td> <td>35地区の保健委員会の会長で組織</td> </tr> <tr> <td>地区献血推進協議会</td> <td>35組織</td> </tr> <tr> <td>献血推進協議会連合会</td> <td>35地区の地区献血推進協議会の会長で組織</td> </tr> <tr> <td>食生活改善推進協議会</td> <td>会員140人</td> </tr> <tr> <td>保健推進員</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>愛育会</td> <td>一部の地域で自主グループとして活動している。</td> </tr> </tbody> </table>	組織名	組織数等	地区保健委員会	35組織	保健委員会連絡協議会	35地区の保健委員会の会長で組織	地区献血推進協議会	35組織	献血推進協議会連合会	35地区の地区献血推進協議会の会長で組織	食生活改善推進協議会	会員140人	保健推進員	該当なし	愛育会	一部の地域で自主グループとして活動している。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織名</th> <th>組織数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区保健委員会</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>保健委員会連絡協議会</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>地区献血推進協議会</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>献血推進協議会連合会</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>食生活改善推進協議会</td> <td>会員78人</td> </tr> <tr> <td>保健推進員</td> <td>224自治会で設置</td> </tr> <tr> <td>愛育会</td> <td>会員101人</td> </tr> </tbody> </table>	組織名	組織数等	地区保健委員会	該当なし	保健委員会連絡協議会	該当なし	地区献血推進協議会	該当なし	献血推進協議会連合会	該当なし	食生活改善推進協議会	会員78人	保健推進員	224自治会で設置	愛育会	会員101人
組織名	組織数等																																	
地区保健委員会	35組織																																	
保健委員会連絡協議会	35地区の保健委員会の会長で組織																																	
地区献血推進協議会	35組織																																	
献血推進協議会連合会	35地区の地区献血推進協議会の会長で組織																																	
食生活改善推進協議会	会員140人																																	
保健推進員	該当なし																																	
愛育会	一部の地域で自主グループとして活動している。																																	
組織名	組織数等																																	
地区保健委員会	該当なし																																	
保健委員会連絡協議会	該当なし																																	
地区献血推進協議会	該当なし																																	
献血推進協議会連合会	該当なし																																	
食生活改善推進協議会	会員78人																																	
保健推進員	224自治会で設置																																	
愛育会	会員101人																																	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国分寺町には、地区保健委員会、保健委員会連絡協議会、地区献血推進協議会及び献血推進協議会連合会がない。</li> <li>・高松市には保健推進員及び愛育会がない。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市の制度に統一する。</li> <li>・国分寺町地域において、地区保健委員会及び地区献血推進協議会の組織化を促すものとする。</li> <li>・国分寺町の食生活改善推進協議会については、高松市の食生活改善推進協議会への統合を促すものとする。</li> <li>・国分寺町愛育会については、自主グループとして取り扱うものとする。</li> </ul>

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類	初期救急医療			
現 況				
項目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 夜間急病診療	(内容) 夜間における内科・小児科の急病患者的の初期医療を年中無休で実施 (診療科目) 内科、小児科 (診療日・診療時間) 毎日 午後7時30分～午後11時30分 (場所) 高松市夜間急病診療所(保健センター1階)	該当なし。		
2 休日歯科診療補助事業	(補助対象事業内容) 高松市歯科医師会が行う日曜、祝日等の歯科診療事業 (診療日・診療時間) 日曜・祝日・年末年始 午前9時～午後4時 (場所) 高松市歯科救急医療センター(高松市福岡町)	該当なし。		
3 夜間救急歯科診療補助事業	(補助対象事業内容) 高松市歯科医師会が行う平日夜間の救急歯科診療事業 (診療日・診療時間) 月曜日～土曜日(祝日は除く) 午後7時30分～午後9時30分 (場所) 高松市歯科救急医療センター(高松市福岡町)	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

「商工・観光関係事業について」に関する資料

中小企業指導団体等育成について	111
中小企業勤労者福祉制度について	112 ~ 114
企業誘致推進について	115
中小企業等融資制度について	116 ~ 117
計量検査事業について	118
勤労者住宅融資資金貸付制度について	119
商品券事業について	120
高松テルサ運営事業について	121
観光振興計画について	122
観光イベント振興事業について	123 ~ 124
観光協会等の育成について	125
観光施設運営等事業について	126
競輪運営事業について	127

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 13 商工・観光関係事業		部会名	産 業
分 類		中小企業指導団体等育成			
		現 況			
項 目	高 松 市	国 分 寺 町		問 題 点 ・ 課 題	
1 中小企業指導団体補助	<p>中小企業振興条例第6条の指定による7団体に同施行例規則第4条により算定し、予算の範囲内で助成を行っている。</p> <p>高松商工会議所 高松市山田商工会 香川県中小企業団体中央会 高松市商店連盟 香川県漆器工業協同組合 高松たばこ販売協同組合 独立行政法人日本貿易振興機構香川貿易情報センター</p>	<p>国分寺町商工業振興条例第4条の規定により、国分寺町商工会へ予算の範囲内で補助金を支出している。</p> <p>国分寺町商工会 15年度補助金額 480万円 所在地 国分寺町新居1298番地 会員数 405人 職員 5人</p> <p>国分寺町たばこ小売店組合</p>		<p>・補助対象及び補助内容に差異がある。</p> <p>・審議会に差異がある。</p>	
2 香川県中小小売商団体連合会補助	香川県中小小売商団体連合会の中小小売業者に対する振興業務に助成する。	該当なし。		<p>対 応 策</p> <p>・商工会については、速やかな統合を促す。</p> <p>・国分寺町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>なお、合併後において、県の補助制度の動向や商工会の統合状況などを総合的に勘案する中で、適切な検討を行うものとする。</p> <p>・国分寺町商工業振興審議会については、高松市中小企業振興審議会に統合するものとする。</p>	
3 高松生鮮三品連絡協議会共同事業補助	高松食肉事業、高松青果商業、高松鮮魚で構成する高松生鮮三品連絡協議会が開催する高松生鮮三品まつりに対して消費拡大と業界の振興のため助成する。	該当なし。			
4 香川県生活衛生協会事業補助	香川県生活衛生協会に対して、生活衛生業者の知識向上、経営基盤の確立、労働力の確保等事業のため助成する。	該当なし。			
5 高松職業安定協会補助	労働力確保対策や雇用促進事業を行っている高松職業安定協会に補助金を交付している。	該当なし。			
6 審議会	<p>(名称) 高松市中小企業振興審議会</p> <p>(委員構成) 学識経験者から10人以内</p>	<p>(名称) 国分寺町商工業振興審議会</p> <p>(委員構成) 9人以内で町長が委嘱 町議会議員(2人)、商工会役員(3人) 学識経験者(3人)</p>			

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 商工・観光関係事業		部会名	産 業																			
分 類	中小企業勤労者福祉制度																						
	現 況																						
項 目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題																				
1 目的	高松市中小企業勤労者福祉共済条例に基づき実施している。市内の中小企業の事業主と従業員が共同し、市が協力して個々の企業では実施が困難な福利厚生事業を行い、中小企業で働く従業員の福祉の増進を図り、中小企業の振興に寄与する。	該当なし。																					
2 加入対象	常時雇用する従業員の数が300人以下の中小企業で、市内に主たる事業所を有する事業主																						
3 制度の仕組み	事業主がすべての従業員を被共済者として加入し、その者を対象に市が給付・貸付・福利の3事業を実施している。																						
4 加入負担金	(入会金) 無料  (掛金) 従業員1人につき 500円/月 (ただし、事業主が2分の1を負担する。)																						
5 加入状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>事業所(箇所)</th> <th>従業員数(数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>185</td> <td>1,546</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>125</td> <td>1,148</td> </tr> <tr> <td>卸小売業</td> <td>210</td> <td>1,869</td> </tr> <tr> <td>運輸通信業</td> <td>17</td> <td>279</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>266</td> <td>2,921</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>803</td> <td>7,763</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成15年7月1日 現在)</p>	業種			事業所(箇所)	従業員数(数)	建設業	185	1,546	製造業	125	1,148	卸小売業	210	1,869	運輸通信業	17	279	サービス業	266	2,921	計	803
業種	事業所(箇所)	従業員数(数)																					
建設業	185	1,546																					
製造業	125	1,148																					
卸小売業	210	1,869																					
運輸通信業	17	279																					
サービス業	266	2,921																					
計	803	7,763																					
			対 応 策																				
			調 整 案																				
			高松市の制度を適用する。																				

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業																																																			
分類	中小企業勤労者福祉制度																																																			
現 況																																																				
項目	高 松 市	国 分 寺 町																																																		
6 給付事業	<p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>結 婚 祝 金</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>出 産 祝 金</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>小 中 学 校 入 学 祝 金</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">死亡弔慰金</td> <td>被 共 済 者</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>配 偶 者</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>1 親 等 の 血 族 の 者</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">傷病見舞金</td> <td>業務上 欠勤30日以上</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>業務上 欠勤90日以上</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>業務外 欠勤30日以上</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>災 害 見 舞 金</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">永年勤続慰労金</td> <td>被共済者期間5年</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>被共済者期間10年</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>被共済者期間20年</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>勤 労 青 少 年 奨 学 金</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>技 能 修 得 奨 学 金</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">退職せん別金</td> <td>被 共 済 者 期 間</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>3 年 以 上 5 年 未 満</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>5 年 以 上 10 年 未 満</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>10 年 以 上 15 年 未 満</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>15 年 以 上 20 年 未 満</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>20 年 以 上 25 年 未 満</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>25 年 以 上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種 類	給付金額	結 婚 祝 金	20,000	出 産 祝 金	10,000	小 中 学 校 入 学 祝 金	10,000	死亡弔慰金	被 共 済 者	100,000	配 偶 者	20,000	1 親 等 の 血 族 の 者	10,000	傷病見舞金	業務上 欠勤30日以上	20,000	業務上 欠勤90日以上	50,000	業務外 欠勤30日以上	10,000	災 害 見 舞 金	100,000	永年勤続慰労金	被共済者期間5年	10,000	被共済者期間10年	10,000	被共済者期間20年	20,000	勤 労 青 少 年 奨 学 金	15,000	技 能 修 得 奨 学 金	5,000	退職せん別金	被 共 済 者 期 間	5,000	3 年 以 上 5 年 未 満	10,000	5 年 以 上 10 年 未 満	30,000	10 年 以 上 15 年 未 満	50,000	15 年 以 上 20 年 未 満	100,000	20 年 以 上 25 年 未 満	120,000	25 年 以 上	
種 類	給付金額																																																			
結 婚 祝 金	20,000																																																			
出 産 祝 金	10,000																																																			
小 中 学 校 入 学 祝 金	10,000																																																			
死亡弔慰金	被 共 済 者	100,000																																																		
	配 偶 者	20,000																																																		
	1 親 等 の 血 族 の 者	10,000																																																		
傷病見舞金	業務上 欠勤30日以上	20,000																																																		
	業務上 欠勤90日以上	50,000																																																		
	業務外 欠勤30日以上	10,000																																																		
災 害 見 舞 金	100,000																																																			
永年勤続慰労金	被共済者期間5年	10,000																																																		
	被共済者期間10年	10,000																																																		
	被共済者期間20年	20,000																																																		
勤 労 青 少 年 奨 学 金	15,000																																																			
技 能 修 得 奨 学 金	5,000																																																			
退職せん別金	被 共 済 者 期 間	5,000																																																		
	3 年 以 上 5 年 未 満	10,000																																																		
	5 年 以 上 10 年 未 満	30,000																																																		
	10 年 以 上 15 年 未 満	50,000																																																		
	15 年 以 上 20 年 未 満	100,000																																																		
	20 年 以 上 25 年 未 満	120,000																																																		
25 年 以 上																																																				

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 商工・観光関係事業																
分類	中小企業勤労者福祉制度																
現 況																	
項目	高 松 市	国 分 寺 町															
7 貸付事業	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>普通貸付</td> <td>特別貸付</td> </tr> <tr> <td>資金用途</td> <td>生活資金</td> <td>住宅資金</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円</td> <td>勤続5年以上 :600万円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>3.6%</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>60か月以内</td> <td>240か月以内</td> </tr> </table>	名称	普通貸付	特別貸付	資金用途	生活資金	住宅資金	限度額	勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円	勤続5年以上 :600万円	利率	3.6%	3.0%	償還期間	60か月以内	240か月以内	
名称	普通貸付	特別貸付															
資金用途	生活資金	住宅資金															
限度額	勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円	勤続5年以上 :600万円															
利率	3.6%	3.0%															
償還期間	60か月以内	240か月以内															
8 福利事業	<table border="1"> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> <tr> <td>旅行事業</td> <td>日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)</td> </tr> <tr> <td>文化教養事業</td> <td>ガーデニング教室、洋菓子教室、絵手紙教室、ネイルアート教室、フラワーアレンジメント教室、パッチワーク教室、トールペイント教室等</td> </tr> <tr> <td>スポーツ・レジャー事業</td> <td>ヨガ教室、ハワイアンダンス教室、ボウリング大会、スキー教室等</td> </tr> <tr> <td>各種割引・助成制度</td> <td>プール、テニスコート、トレーニング室、オレンジパーク、スケート場、県民ホール公演、塩江温泉入湯所、映画館、人間ドック受診、旅行者パック、旅行、レジャー施設、宿泊施設等</td> </tr> <tr> <td>スポーツ用具等貸出事業</td> <td>ソフトボール用具、キャンプ用具</td> </tr> </table>	事業名	事業内容	旅行事業	日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)	文化教養事業	ガーデニング教室、洋菓子教室、絵手紙教室、ネイルアート教室、フラワーアレンジメント教室、パッチワーク教室、トールペイント教室等	スポーツ・レジャー事業	ヨガ教室、ハワイアンダンス教室、ボウリング大会、スキー教室等	各種割引・助成制度	プール、テニスコート、トレーニング室、オレンジパーク、スケート場、県民ホール公演、塩江温泉入湯所、映画館、人間ドック受診、旅行者パック、旅行、レジャー施設、宿泊施設等	スポーツ用具等貸出事業	ソフトボール用具、キャンプ用具				
事業名	事業内容																
旅行事業	日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)																
文化教養事業	ガーデニング教室、洋菓子教室、絵手紙教室、ネイルアート教室、フラワーアレンジメント教室、パッチワーク教室、トールペイント教室等																
スポーツ・レジャー事業	ヨガ教室、ハワイアンダンス教室、ボウリング大会、スキー教室等																
各種割引・助成制度	プール、テニスコート、トレーニング室、オレンジパーク、スケート場、県民ホール公演、塩江温泉入湯所、映画館、人間ドック受診、旅行者パック、旅行、レジャー施設、宿泊施設等																
スポーツ用具等貸出事業	ソフトボール用具、キャンプ用具																

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業	
分類	企業誘致推進	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 条例名	高松市先端技術工場等立地促進条例	該当なし。
2 目的	先端技術工場、高度情報処理事業所及び試験研究施設の立地を促進し、産業の高度化及び活性化ならびに雇用機会の拡大を図り、もって市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。	
3 対象業種 (助成企業の指定)	環境保全について適切な措置が講ぜられ、市民生活の安定向上に寄与すると認められる先端技術工場、高度情報処理事業所、試験研究施設を設置・増設する企業であること。	
4 交付条件	条例で定める 1 延べ面積 2 投下固定資産額 3 常用雇用者 の条件を満たすものであること。	
5 奨励内容	1 先端技術工場 = 1工場につき1億円 2 高度情報処理事業所 = 1事業所当たり5,000万円 3 試験研究施設 = 1施設当たり5,000万円 を限度額として補助を行う。	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 13 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類		中小企業等融資制度			
		現 況			
項 目	高 松 市	国 分 寺 町		問 題 点 ・ 課 題	
1 審査委員会	該当なし。	(名称) 国分寺町中小企業融資審査委員会 (目的) 融資上必要な事項を調査し、その可否を審査する。 (委員構成) 商工会代表 2人 指定金融機関代表 2人 議会代表 2人 町執行部 1人		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市では審査委員会がない。</li> <li>・中小企業融資の内容に差異がある。</li> <li>・国分寺町では、中小企業公害防止施設整備資金融資及び中小企業団体等融資を実施していない。</li> </ul>	
2 中小企業融資	中小企業融資規程に基づき事業資金を融資し、育成振興を目的とする。 【小口資金】 〔資金使途〕 運転資金・設備資金 〔融資金額〕 700万円以内 【特別小口資金】 〔資金使途〕 運転資金・設備資金 〔融資金額〕 500万円以内 【開業資金】 〔資金使途〕 運転資金・設備資金 〔融資金額〕 500万円以内	高松市と同じ。 【小口資金】 〔資金使途〕 設備運転資金 〔融資金額〕 700万円以内 【特別小口保険融資】 〔資金使途〕 設備運転資金 〔融資金額〕 350万円以内		<p>対 応 策</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>	
3 中小企業公害防止施設整備資金融資	中小企業公害防止施設整備資金融資規程に基づき資金融資をする。 〔資金使途〕 1. 公害防止施設の設置または改善資金 2. 移転資金(用地費は除く) 〔融資金額〕 1,000万円以内	該当なし。		<p>調 整 案</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業	
分類	中小企業等融資制度	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
4 同和対策小規模企業融資	同和対策小規模企業融資規程に基づき事業資金等を融資し、育成振興を目的とする。 (資金用途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 運転資金 400万円以内 設備資金 450万円以内 設備近代化資金 700万円以内 開業資金 350万円以内	高松市と同じ。 (資金用途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 運転資金 300万円以内 設備資金 350万円以内
5 中小企業団体等融資	中小企業団体等融資対策資金制度要綱に基づき事業協同組合に対し、資金融資し、育成振興を目的とする。 (資金用途) 運転資金 (融資金額) 500万円以内	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業	
分類	計量検査事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 実施機関	中核市として、高松市が実施	香川県において、同様の業務を実施
2 特定計量器定期検査事業	<p>1 検査時期 一般のはかり等は偶数年度の10～11月に西地区、奇数年度の10～11月に東地区で実施。1t超の大型はかりは、全市域、偶数年度7月に実施。</p> <p>2 検査件数等 西地区 538件 1,757台 東地区 445件 1,598台 大型はかり 6件 18台 (H14・15年度実績)</p> <p>3 検査会場 地区公民館(駐車場を確保できない一部市街地では小学校・公園を使用)。</p>	<p>1 検査時期 一般のはかり等は2年に1回実施。 (平成15年10月実施済) 大型はかりについては、検定所が立ち入りで実施。</p> <p>2 検査件数等 一般はかり等 58件174台 大型はかり 3件 3台 (H14・15年度実績)</p> <p>3 検査会場 国分寺町役場</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関に差異がある。</li> <li>・合併した場合、国分寺町における検査会場を検討する必要がある。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。</li> <li>・国分寺町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。</li> </ul>

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業	
分類	勤労者住宅融資資金貸付制度	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 住宅資金融資	<p>(目的) 勤労者が高松市内に自らの居住するための住宅を新築、増改築または住宅を購入した際に、利子資金の還付を行う。</p> <p>(融資限度額) 600万円 (還付額) 融資額の0.1%、最高6,000円を1回還付</p> <p>利子補給のための預託</p>	<p>(目的) 勤労者が国分寺町内に自らの居住するための住宅を新築、増改築または土地家屋を取得する際に、必要な資金の融資を行う。</p> <p>(国分寺町分) 1,500万円(4倍協調) (融資枠) 7,500万円 (融資限度) 1,000万円 (融資期間) 300月(25年以内) (融資残高) なし (H16年10月末)</p> <p>協調融資</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>高松市の制度は、新規の者への単年度の利子補給のための預託制度であるが、国分寺町の制度は協調融資であることから、償還中の融資に係る預託の継続が必要である。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、合併時までに償還を終えていない国分寺町の制度に基づく融資に係る預託については、償還が完了するまでの間、高松市が引き続き実施するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、合併時までに償還を終えていない国分寺町の制度に基づく融資に係る預託については、高松市が引き続き実施するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業	
分類	商品券事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 事業内容	該当なし。	<p>(目的) 国分寺町における商工業の振興及び活性化を図る。</p> <p>(内容)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体 国分寺町、国分寺町商工会</li> <li>・有効期限 発行日から3ヶ月</li> <li>・引換店 商工会加盟店</li> <li>・商品券の種類 1,000円券、500円券</li> <li>・引渡し 額面の合計金額から5%を減額した額を納付する</li> </ul> </p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、商品券事業を実施していない。

対 応 策
国分寺町の商品券事業については、合併時に廃止する。 ただし、発行済の商品券は、当該有効期限まで使用できるものとする。

調 整 案
国分寺町の商品券事業については、合併時に廃止する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業	
分類	高松テルサ運営事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 施設概要	<p>(名称) 高松テルサ(勤労者等に対して文化、教養、研修、スポーツ等の場を提供し、もってその福祉の増進に寄与する。) 開館日 平成5年8月1日</p> <p>(所在地) 高松市屋島西町字新浜2366番地1</p> <p>(建物構造) 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建</p> <p>(敷地面積) 11,467.86㎡ (建築面積) 4,170.02㎡ (延床面積) 10,993.83㎡</p> <p>テルサ=「都市」の「勤労者」のための「リラックス」と「リフレッシュ」を目的とした「出会いの広がる」「アメニティ」の意味</p> <p>(施設内用) ・ホール(固定席506席・車いす席5) ・会議室(6)、文化教養室(4)、研修・視聴覚室(4) ・トレーニング・エクササイズ室(2) ・展示ホール ・宿泊室(洋室=シングル11室、ツイン8室) (和室=4室)</p> <p>(駐車場) ・鉄骨造り2階建て(2層3段自走式) ・230台収容</p> <p>(管理運営) ・財団法人高松勤労者総合福祉振興協会へ委託</p>	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業	
分類	観光振興計画	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 目的	21世紀における本市のあるべき姿を展望し、観光振興施策の方向を明らかにする。	該当なし。
2 策定年度	平成10年11月	
3 計画期間	平成10年度 ~ 平成22年度	
4 内容	策定の趣旨 我が国の観光を取り巻く現状 観光の現状と課題 観光振興計画 計画推進の在り方	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
国分寺町では、観光振興計画を策定していない。

対 応 策
観光振興計画については、合併後速やかに、国分寺町地域を含めた計画に見直すものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 13 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類		観光イベント振興事業			
現 況					
項 目	高 松 市	国 分 寺 町			
1 事業の内容	<p>【さめき高松まつり】                      (内容)                      市最大のまつりであるさめき高松まつりの準備業務・開催業務を担当している高松まつり振興会に対して、補助金を支出している。                      (実施主体)                      高松まつり振興会                      (開催時期)                      8月12日～14日</p> <p>【高松秋のまつり大名行列】                      (内容)                      高松市の四季を表す4大まつりの一つとして育成するとともに、高松南部地域の活性化に寄与するために、高松秋のまつり大名行列推進委員会に対して、補助金を支出している。                      (実施主体)                      高松秋のまつり大名行列推進委員会                      (開催時期)                      10月の第3土、日曜日</p> <p>【高松冬のまつり】                      (内容)                      クリスマス時期に、中央公園やメインストリートに電飾を行い、中央公園では、ステージイベント等行っており、高松冬のまつり実行委員会に対して、補助金を支出している。                      (実施主体)                      高松冬のまつり実行委員会                      (開催時期)                      12月下旬</p>	<p>【国分寺町まつり】                      (内容)                      花火大会やステージイベント、総おどりを実施しており、国分寺町まつり協議会に対して、補助金を支出している。                      (実施主体)                      国分寺町まつり協議会                      (開催時期)                      8月下旬の土、日曜日                      (補助金額) 7,500千円 平成15年度実績</p> <p>【国分寺町冬のまつり】                      (内容)                      人工降雪や雪のすべり台、子供向けイベントを実施しており、ふるさと活性化委員会に対して、補助金を支出している。                      (実施主体)                      ふるさと活性化委員会                      (開催時期)                      1月下旬の日曜日                      (補助金額) 3,000千円 平成15年度実績</p>	<p>問 題 点 ・ 課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催事業に差異がある。</li> <li>・実施主体に差異がある。</li> </ul>	<p>対 応 策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国分寺町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。</li> <li>・事業の実施方法等については、実施団体の意向を尊重しながら、合併時まで調整するものとする。</li> </ul>	<p>調 整 案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高松市の制度に統一する。</li> <li>国分寺町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。</li> </ul>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業		部会名	産 業
分 類	観光イベント振興事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 事業の内容 (つづき)	<p>【桃太郎まつり】                      (内容)                      鬼無桃太郎神社で毎年3月に開催され、鬼無観光協会に対して、補助金を支出している。                      (実施主体)                      鬼無観光協会                      (開催時期)                      3月下旬の日曜日</p>			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業	
分類	観光協会等の育成	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 観光協会等	(財)高松観光コンベンション・ビューロー (事業内容) コンベンションの誘致及び主催者に対する支援 観光客等の誘致及び受け入れ 観光及びコンベンションの広報及び宣伝 観光及びコンベンションの調査及び企画 観光及びコンベンションに関する情報の収集及び提供 (補助金額) 92,735,237円	国分寺町観光協会 (事業内容) ぶどう、カンカン石の発送 観光パンフレットの作成 (補助金額) 200,000円
2 地区観光協会等	各地区の観光協会の年間事業に対して、補助金を支出している。 (補助金の支出先) 鬼ヶ島観光協会 香西観光協会 屋島山上観光協会 網敷観光協会 弦打観光協会 鬼無観光協会 仏生山観光協会 男木島観光協会 三谷観光協会 山田地区観光協会 (補助金額) 各地区観光協会への運営事務補助として、年180,000円を支出。ただし、屋島山上観光協会へは、年775,000円を支出。	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・観光協会等の事業内容等が異なる。 ・国分寺町には、地区観光協会がない。

対 応 策
国分寺町観光協会については、合併時に廃止し、(財)高松観光コンベンション・ビューローにおいて、国分寺町地域を含めた観光事業を実施するよう協議するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業		部会名	産 業
分 類	観光施設運営等事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 観光案内所	(概要) JR高松駅前のインフォメーションプラザにおいて、 観光案内及び宿泊案内を行っている。 (所在地) 高松市浜ノ町1番16号 (運営形態) 委託 (委託先) (観光案内) (財)高松観光コンベンション・ビューロー (委託料) 3,118,026円	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業	
分類	競輪運営事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 施設概要	(名称) 高松競輪場 (敷地面積) 86,342.31m <sup>2</sup> (競走路) 1周 400m (収容人員) 14,226人 ・中央スタンド1階 3,003人 ・中央スタンド2階 918人 ・西スタンド 8,175人 ・北スタンド 2,130人 (投票及び払戻関係) 投票所数 7か所(窓数 159).....最大 払戻所数 6か所(窓数 27).....最大	該当なし。
2 開催日数	15年度実績 246日 (内訳) 本場開催日数 70日 場外開催日数 ・観音寺競輪 70日 ・その他の競輪 106日	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

「農林水産関係事業について」に関する資料

財 産 区 事 務 に つ い て .....	129
水 田 農 業 構 造 改 革 事 業 に つ い て .....	130 ~ 131
農 業 団 体 育 成 事 業 に つ い て .....	132 ~ 133
園 芸 団 体 育 成 事 業 に つ い て .....	134 ~ 137
農 園 整 備 事 業 に つ い て .....	138
有 害 鳥 獣 駆 除 事 業 に つ い て .....	139
森 林 組 合 育 成 等 事 業 に つ い て .....	140
林 道 整 備 事 業 に つ い て .....	141
農 林 施 設 に つ い て .....	142
水 産 振 興 に つ い て .....	143 ~ 144
土 地 改 良 事 業 に つ い て .....	145
香 川 用 水 事 業 に つ い て .....	146
地 籍 調 査 事 業 に つ い て .....	147
中 央 卸 売 市 場 運 営 事 業 に つ い て .....	148

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業					
分類	財産区事務					
現 況						
項目	高 松 市			国 分 寺 町		
1 名称等	名称	区域	山林面積ha	名称	区域	山林面積ha
	弦打財産区	弦打地区	7.3	端岡財産区	新居・国分地区	251.7
	雌雄島財産区	雌雄島地区	78.3			
	鬼無財産区	鬼無地区	99.0			
	香西財産区	香西地区	118.1			
	下笠居財産区	下笠居地区	136.1			
2 機関	名称	設置日	定数	名称	設置日	定数
	弦打財産区管理会	H10.4.1	7	端岡財産区議会	S30.5.4	11
	雌雄島財産区管理会	H12.4.1	7			
	鬼無財産区議会	S32.1.24	14			
	香西財産区議会	S32.1.24	12			
	下笠居財産区議会	S32.1.24	14			
3 議員等の選任・選挙	・財産区管理会の委員は、市長が選任する。 ・財産区議会を設置している財産区は、公職選挙法により選挙を行い、議員を選出している。			・財産区議会議員は、公職選挙法により選出している。		
	4 議員等報酬・費用弁償			4 議員等報酬・費用弁償		
5 議員等の公務災害補償	・管理委員報酬 日額 3,000円 ・議員報酬 年額 議長 66,000円 副議長 65,000円 議員 60,000円 ・費用弁償 実費弁償(日額 5,100円)			・議員報酬 年額 議長 70,000円 副議長 60,000円 議員 55,000円 ・作業賃金 日額 8,000円		
	高松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例の例による。			非常勤公務災害補償等条例の例による。		

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
議員等報酬、費用弁償及び公務災害補償について差異がある。

対 応 策
議員の報酬、費用弁償及び公務災害補償については、高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業	
分類	水田農業構造改革事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 地域水田農業推進協議会	<p>(名称) 高松市地域水田農業推進協議会</p> <p>(組織) 高松市、農業関係団体及び各種農業関係者で構成 (協議会員数15名)</p> <p>(目的) 地域における需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田農業構造改革交付金等の活用を通じ、対策の推進、水田を活用した作物の産地づくりの推進、担い手育成等に資する。</p> <p>(水田農業構造改革交付金) 麦、大豆、飼料作物、たばこ及び推進作物(9品目)の作付け実績に応じた金額を交付する。</p> <p>(平成16年度予算)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産地づくり事業 105,424 千円</li> <li>・特別調整促進加算 1,750 千円</li> <li>・麦大豆品質向上対策 3,900 千円</li> <li>・耕畜連携推進対策 650 千円</li> </ul>	<p>(名称) 国分寺町地域水田農業推進協議会</p> <p>(組織) 国分寺町、農業関係団体及び各種農業関係者で構成 (協議会員数13名)</p> <p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(水田農業構造改革交付金) コスモスなど重点作物(5品目)の作付け実績に応じた金額を交付する。</p> <p>(平成16年度予算)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産地づくり事業 9,689 千円</li> <li>・特別調整促進加算 1,440 千円</li> </ul>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水田農業構造改革交付金について、推進作物に差異がある。</li> <li>・集落実行組合長手当について、積算方法及び現地確認時報償に差異がある。</li> <li>・高松市では、景観作物推進事業を実施していない。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市の推進協議会の推進作物に国分寺町のコスモスを追加する。</li> <li>・集落実行組合長手当については、高松市の制度に統一する。</li> <li>・国分寺町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。</li> </ul>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、国分寺町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業															
分類	水田農業構造改革事業															
	現 況															
項 目	高 松 市	国 分 寺 町														
2 集落実行組合 長手当	<p>(活動に対する報償) 水田農業構造改革対策、実施計画の各農家への配布・収集・配分計画取りまとめ等の活動に対して報償を支給している。</p> <p>(集落数) 633 集落</p> <p>(農家戸数) 10,161 戸</p> <p>(積算方法) 均等割(10%) + 戸数割(50%) + 面積割(40%) 〔平成15年度実績 3,481,500円〕</p> <p>(現地確認時報償) 生産調整現地確認に同行する実行組合長、農業委員に対し、確認地の筆数等から算出した報償を支出している。 〔平成15年度実績 1,800,000円〕</p>	<p>(活動に対する報償) 高松市と同じ。</p> <p>(集落数) 90 集落</p> <p>(農家戸数) 1,322 戸</p> <p>(積算方法)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">10 戸未満</td> <td style="text-align: right;">4,000 円</td> </tr> <tr> <td>10 ~ 19 戸</td> <td style="text-align: right;">5,000 円</td> </tr> <tr> <td>20 ~ 29 戸</td> <td style="text-align: right;">6,000 円</td> </tr> <tr> <td>30 ~ 39 戸</td> <td style="text-align: right;">7,000 円</td> </tr> <tr> <td>40 ~ 49 戸</td> <td style="text-align: right;">8,000 円</td> </tr> <tr> <td>50 ~ 59 戸</td> <td style="text-align: right;">9,000 円</td> </tr> <tr> <td>60 以上</td> <td style="text-align: right;">10,000 円</td> </tr> </table> <p>〔平成15年度実績 451,000円〕</p> <p>(現地確認時報償) 現地確認報償費として一律2,000円を支出している 〔平成15年度実績 178,000円〕</p>	10 戸未満	4,000 円	10 ~ 19 戸	5,000 円	20 ~ 29 戸	6,000 円	30 ~ 39 戸	7,000 円	40 ~ 49 戸	8,000 円	50 ~ 59 戸	9,000 円	60 以上	10,000 円
10 戸未満	4,000 円															
10 ~ 19 戸	5,000 円															
20 ~ 29 戸	6,000 円															
30 ~ 39 戸	7,000 円															
40 ~ 49 戸	8,000 円															
50 ~ 59 戸	9,000 円															
60 以上	10,000 円															
3 景観作物推進 事業	該当なし。	<p>(目的) 耕作放棄を防止するため、産地づくり事業の重点作物として、コスモス種子代を町単独で全額補助している。</p> <p>(補助額) コスモス 18,000円/10a(4kgまで)</p> <p>(事業費) 56,700円 〔平成15年度実績〕</p>														

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 農林水産関係事業	
分類	農業団体育成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
1 生活研究グループ	<p>(名称) 生活研究グループ</p> <p>(目的) 農山村型ライフスタイルの実現を目指し、生活向上の学習活動・地域農林水産物の活用・担い手の能力開発を行う。</p> <p>(構成) 12団体 233名</p>	<p>(名称) 国分寺町生活研究グループ連絡協議会</p> <p>(目的) 健康で住みよい農村生活を目指し、クラブ員相互の連携を図り、地域に根ざした活動を行う。</p> <p>(構成) 5団体 92名</p>
2 認定農業者連絡協議会	<p>(名称) 高松市認定農業者連絡協議会</p> <p>(目的) 効率的、安定的な農業経営を図るため、市長が認定した認定農業者で組織する協議会が行う研修会や、講演会等の活動に対し1/2を補助している。</p> <p>(構成) 認定者数 78名</p>	<p>(名称) 楽謝農</p> <p>(目的) 安定的な農業経営を図るため、町長が認定した認定農業者で組織する協議会が行う研修会等の活動に対し補助している。</p> <p>(構成) 認定者数 4名</p>
3 農業後継者グループ	<p>(名称) 高松市農業後継者クラブ</p> <p>(目的) 青年農業者相互の連絡、情報交換を行い農業者の育成と農業経営の安定を図る。</p> <p>(構成) 11団体 193名</p>	<p>(名称) 国分寺町グリーンクラブ</p> <p>(目的) 農村青少年の活動を助長するとともに、会員相互の連絡を密にし、地域農業の発展と会員の人格形成を図る。</p> <p>(構成) 1団体 12名</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・生活研究グループ、認定農業者連絡協議会及び農業後継者グループに差異がある。</p> <p>・高松市では、水稻種子消毒事業及び農業機械銀行を実施していない。</p>

対 応 策
<p>・国分寺町の生活研究グループ連絡協議会及びグリーンクラブは、高松市の生活研究グループ及び農業後継者クラブの構成団体として取り扱う。</p> <p>・国分寺町の認定農業者の会「楽謝農」の会員については、高松市認定農業者連絡協議会への加入を促す。</p> <p>・国分寺町が実施している、水稻種子消毒事業、農業機械銀行に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、国分寺町が実施している、水稻種子消毒事業及び農業機械銀行に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 14 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類		農業団体等育成事業			
		現 況		問 題 点 ・ 課 題	
項 目	高 松 市	国 分 寺 町			
4 水稻種子消毒事業	該当なし。	(目的) 良質米の生産振興を図るため、水稻作付者への負担軽減を図る。 (活動内容) 水稻種子更新に対し、消毒薬剤代の補助を行う。 (補助額) 305,000円			
5 農業機械銀行	該当なし。	(名称) 農業機械銀行 (目的) 国分寺町内の農業者から委託された農作業を受託し、地域の農業生産の安定的増大を図るとともに、農業経営の近代化に資する。 (補助額) 70,000円 (構成) 受託者総数 4名		対 応 策	
				調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 農林水産関係事業	
分類	園芸団体育成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
1 盆栽団体	<p>(目的) 盆栽植木の普及と品質向上による有利販売を図るため、盆栽祭り等を通じた盆栽産地を育成する。</p> <p>(組織) 香川県鬼無植木盆栽センター</p> <p>(補助額) 410,000円</p> <p>(活動内容) 鬼無盆栽植木まつりの開催、盆栽PR行事の実施</p>	<p>(目的) 町内生産者の販売方法の指導、共同販売、生産技術等の向上に努め有利販売を図るとともに盆栽の町、国分寺町をPRするために、盆栽をはじめ、植木・花木・花卉等本町において生産培養されたものを主体に、全国の愛好家(盆栽協同組合、盆栽協会)の協力を得て展示・即売を実施する。</p> <p>(組織) 盆栽部会及びグリーンフェスタ国分寺実行委員会</p> <p>(補助額) 3,065,000円</p> <p>(活動内容) 香川の盆栽展を主会場に、盆栽・花木・花卉の即売、大人と子供の盆栽教室、イベント広場でのイベント、バザー等盆栽センターまつりの開催及び先進地研修等の実施</p>
2 日本盆栽協会国分寺支部	該当なし。	<p>(目的) 全国的な組織である日本盆栽協会の支部活動を通じ、町の基幹作物である盆栽栽培の技術の向上を図る。</p> <p>(組織) 組合員30名</p> <p>(補助額) 50,000円</p> <p>(活動内容) 萌雅展の開催、四国各地の支部展の視察</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
補助団体に差異がある。

対 応 策
<p>・国分寺町が実施している、盆栽団体及び日本盆栽協会国分寺支部に対する補助については、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>・国分寺町が実施している、みかん部会、果樹研究同志会、さつき会、雑木盆栽部会、大平・国分パイロット組合に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、国分寺町が実施している、盆栽団体及び日本盆栽協会国分寺支部に対する補助は現行のとおりとし、みかん部会、果樹研究同志会、さつき会、雑木盆栽部会及び大平・国分パイロット組合に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業		部会名	産 業
分 類	園芸団体育成事業			
現 況				
項 目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
3 みかん部会	該当なし。	(目的) 安定的な農業経営を図るため、大平・国分パイロット等で組織する部会が行う研修会等の活動に対し補助している。 (組織) みかん部会 (補助額) 50,000円 (活動内容) 新品種の導入・先進農家と情報交換		
4 果樹研究同志会	該当なし。	(目的) 果樹(葡萄)経営と栽培の実践を通して体験を生かし、より深い研究により、販路の拡大等有利な販売を行う。 (組織) 果樹研究同志会(葡萄) (補助額) 150,000円 (活動内容) 園地の巡回・栽培技術の開発・新品種の導入・先進農家と情報交換		
5 さつき会	該当なし。	(目的) 町花であるさつきの意識高揚と共に郷土づくりに寄与することを目的とする。 (組織) 国分寺町さつき会 (補助額) 100,000円 (活動内容) 品種の収集と保存により種苗の育成と分譲を行い、展示会等の開催。		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 14 農林水産関係事業		部会名	産業
分類		園芸団体育成事業			
		現況		問題点・課題	
項目	高松市	国分寺町		対応策	
6 雑木盆栽部会	該当なし。	(目的) 優良品種を確保し、苗木増殖のため研究会を実施し、早期に販売品目の増加を図る。 (組織) 雑木盆栽部会 (補助額) 300,000円 (活動内容) 春秋まつりでの雑木展の開催、先進地研修、新品種の配布等。			
7 大平・国分パイロット組合	該当なし。	(目的) パイロット区域内にある基幹道から伸びる農道の雑草を防除する。 (組織) 大平・国分パイロット組合 (補助額) 200,000円(薬剤代の補助) (活動内容) 支線道の雑草を薬剤を使用して防除する。			
8 園芸特産振興協議会	(目的) 高松市内の園芸特産の振興・発展を図る。 (組織) JA香川県役職員、生産者、東讃農業改良普及センター職員、市職員 (補助額) 800,000円(平成15年度実績) (活動内容) 共進会・品評会の開催、視察研修会の開催、展示会(高松市園藝展)の開催、市内園芸産物のPR活動、農業体験事業の実施	該当なし。		調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 14 農林水産関係事業		部会名	産業
分類		園芸団体育成事業			
		現況			
項目	高松市	国分寺町		問題点・課題	
9 柑橘共同選果場	<p>(目的) 果樹産地(特に柑橘)銘柄高揚のため、生産組織・生産基盤の強化拡大を図る。</p> <p>(組織) JA香川県</p> <p>(補助額) 325,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 柑橘代表者会の開催、柑橘品質調査の実施、産地体質強化のための会議開催</p>	該当なし。			
10 葉たばこ共同施設利用組合	<p>(目的) 良質乾燥葉たばこの生産と乾燥経費の軽減を図る。</p> <p>(組織) 葉たばこ生産者</p> <p>(補助額) 246,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 葉たばこ共同乾燥施設の運営</p>	該当なし。		対応策	
11 花卉研究会	<p>(目的) 地域や情勢に適した品種・品目を選定・導入し、特色ある花卉産地の育成を図る。</p> <p>(組織) 高松市内の花弁生産者</p> <p>(補助額) 492,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 新品種導入試験、先進地視察研修</p>	該当なし。		調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業	
分類	農園整備事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
1 農園整備事業	<p>(目的) 遊休農地の多面的利用を促進するとともに、都市住民に農作業を通じて農業に対する理解を深め、健康でゆとりのある市民生活の場を提供する。</p> <p>(名称) 市民農園</p> <p>(カ所数・面積・区画) 24ヶ所 49,098㎡ 1,135区画</p> <p>(入園料) 3,000円(20㎡)～10,000円(50㎡)/年</p> <p>(運営方法) JA香川県が施設整備、入園料の徴収、維持管理を行い、栽培指導事務に対し補助する。</p> <p>(補助額) 1,580,000円(平成15年度実績)</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(名称) 国分寺町レクリエーション農園</p> <p>(カ所数・面積・区画) 2ヶ所 4,053㎡ 94区画</p> <p>(入園料) 4,000円(28㎡)/年</p> <p>(運営方法) 国分寺町が農地を借り上げ、施設整備し、農業委員会が入園料の徴収、維持管理を行っている。</p> <p>(維持管理費) 249,000円(平成15年度実績)</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
運営方法等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、運営方法の変更に伴い、国分寺町レクリエーション農園利用者のサービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業	
分類	有害鳥獣駆除事業	
現 況		
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
1 補助事業	(目的) イノシシ等による農林産物の被害を防除し、農林業の保護と育成を図る。 (内容) 指定された期間中にイノシシまたはサルを捕獲したものに對し、1万円/頭(県 5千円, 市5千円)の補助金を交付している。	高松市と同じ。
2 市・町単独事業	該当なし。	(目的) イノシシ等から農林水産物の被害を防除する。 (事業名) イノシシ等被害防止対策事業 (事業内容) イノシシ等捕獲団体に対し活動助成金を交付する。 (補助団体名) 香川県猟友会坂出支部 (活動内容) イノシシ等の捕獲 (補助金額) 50,000円

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、単独事業を実施していない。

対 応 策
国分寺町が実施しているイノシシ等被害防止対策事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町が実施しているイノシシ等被害防止対策事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業	
分類	森林組合育成等事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 対象団体	香川東部森林組合	該当なし。
2 目的	森林資源の培養と、山村地域の振興、森林の持つ公益的機能を増進するため、東部森林組合の育成を図る。	
3 内容	香川東部森林組合の健全運営と、健全な森林づくりのため、補助を実施している。 ・森林組合作業班員確保対策補助 ・森林巡視補助	
4 補助額	600千円（平成15年度実績）	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業	
分類	林道整備事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 路線数等	(認定林道) 20 路線 (延長) 21 km	該当なし。
2 県費補助事業	(目的) 国庫補助事業の採択を受けない路線について事業を実施する。 (平成15年度実績) 開設事業 1 路線 (平成16年度予定) 開設事業 1 路線(平成15年度より継続)	
3 市・町単独事業	除草及び凍結防止剤の設置等を実施している。	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 14 農林水産関係事業		部会名	産業
分類		農林施設			
		現況		問題点・課題	
項目	高松市	国分寺町			
1 盆栽集出荷施設	該当なし。	(名称) 国分寺町盆栽集出荷施設 (目的) 盆栽の生産振興と流通の円滑化を図るために集出荷体制を確立し、盆栽産地の育成を図る。 (概要) ・昭和62年度水田農業確立対策推進事業により設置 ・敷地面積 6,057㎡ ・延床面積 671㎡ ・構造 鉄骨スレート葺平屋建 (設置時期) 昭和62年 9月 (委託料) 600,000円			
2 新居宮池親水公園	該当なし。	(名称) 国分寺町新居宮池親水公園 (目的) 新居宮池の持つ静かな水辺空間と周辺の緑を調和させ、ため池の有効利用を図る。 (概要) 平成8年ため池等整備事業(利活用保全施設)・魅力ある農村づくり事業により設置。 ・堤長 442m ・堤高 9.06m ・主要工事 堤体工、取水設備工、利活用保全施設 ・総事業費 669,190千円 (設置時期) 平成8年3月 (委託料) 400,000円		対応策	
				調整案	
				国分寺町の農林施設については、高松市に引き継ぐものとする。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 14 農林水産関係事業		部会名	産業
分類		水産振興			
		現況		問題点・課題	
項目	高松市	国分寺町		対応策	
1 重要稚仔放流事業	<p>(目的) 瀬戸内海漁業の振興を図るため、放流事業を実施している。</p> <p>(放流魚種) べう種苗1,303kg</p> <p>(事業費) 1,953千円 (県1/2,市2/5の補助)</p> <p>(内容) 高松市瀬戸内漁業協同組合実施の放流事業に対し補助金を交付する。</p>	該当なし。			
2 水産団体育成事業	<p>(目的) 水産団体の事業活動の充実強化を図り、水産業の振興を図る。</p> <p>(団体) 高松市漁業協同組合連絡協議会 高松地区海苔養殖研究会 漁業後継者クラブ(5団体) 高松地区底曳網協議会</p> <p>(事業費) 2,610千円</p> <p>(内容) 水産団体の年間事業活動に対し2分の1以内を補助している。</p>	該当なし。		<p>調整案</p> <p>高松市の制度を適用する。</p>	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業		部会名	産 業
分 類	水産振興			
	現 況			
項 目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
3 水産増養殖事業	<p>(目的) 沿岸漁業の振興を図るため、増養殖事業を実施している。</p> <p>(増養殖種等)</p> <p>【のり養殖冷凍予備網】 2,800枚〔平成15年度実績〕 事業主体:高松地区海苔養殖研究会</p> <p>【わかめ養殖種系】 620m〔平成15年度実績〕 事業主体:女木島・男木島・下笠居漁業協同組合</p> <p>【あわび種苗】 10,200個〔平成15年度実績〕 事業主体:女木島・男木島漁業協同組合</p> <p>【くるまえばい種苗】 10万尾〔平成15年度実績〕 事業主体:高松地区底曳網協議会</p>	該当なし。		

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業	
分類	土地改良事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 事業主体	土地改良区(29団体) 共同施行体(17団体)	国分寺町
2 国・県等補助事業	高松市土地改良事業補助規程および実施要領に基づき、土地改良区等に対して補助金の交付をしている。  県営土地改良事業 事業の補助率 国 45～55% 県 25～33% 市 12～25% 地元 5%  団体営土地改良事業 事業の補助率 国 30～50% 県 10～25% 市 20～30% 地元 5～10%  単独県費補助土地改良事業 事業の補助率 県 50% 市 25～45% 地元 5～25%	国分寺町が事業主体となり、国・県の補助金の交付を受け、条例に基づき地元負担金を徴収して実施している。  県営土地改良事業 事業の補助率 国 50% 県 29% 町 15% 地元 6%  団体営土地改良事業 事業の補助率 国 50% 県 20% 町 20% 地元 10%  単独県費補助土地改良事業 事業の補助率 県 50% 町 30% 地元 20%
3 市・町単独事業	高松市土地改良事業補助規程及び実施要領に基づき、補助金の交付をしている。 事業の補助率 市 85～100% 地元 0～15%	事業実施団体(地元)に対し、資材費程度を補助金として交付している。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・事業主体に差異がある。 ・国・県等補助事業及び市・町単独事業に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 国分寺町地域において、平成18年度末を目標として土地改良区を設立するものとし、設立までの間の土地改良事業については、共同施行体等が事業主体となり、実施するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 国分寺町地域において、土地改良区を設立するものとし、設立までの間の土地改良事業については、共同施行体等が事業主体となり、実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業	
分類	香川用水事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 香川用水土地改良区維持管理費賦課金	関係土地改良区が負担している。	町が負担している。(900円/10a) 平成16年度 1,196,740円 約13,330a

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
維持管理費賦課金の負担者に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、維持管理費賦課金の負担者については、土地改良区の設立も視野に入れて、合併時まで調整する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、維持管理費賦課金の負担者については、合併時まで調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 14 農林水産関係事業		部会名	産業
分類		地籍調査事業			
		現況		問題点・課題	
項目		高松市	国分寺町	対応策	
1 調査事業	<p>(目的) 国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図る。</p> <p>(実施期間) 昭和39年～昭和54年 調査済面積 173.50Km<sup>2</sup></p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(実施期間) 昭和55年～昭和61年 全町実施済 26.12km<sup>2</sup></p>	<p>国分寺町には、修正マニュアルがない。</p>		
2 地籍管理	<p>(地籍図の修正) 平成11年度に作成した修正マニュアルに従い、修正登記の事務を行っている。</p>	<p>(地籍図の修正) 修正マニュアルは作成していない。</p>	<p>国分寺町の地籍調査の成果を引き継ぐ。</p>		
				調整案	
				<p>高松市の制度に統一する。</p>	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 14 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類		中央卸売市場運営事業			
現 況					
項 目	高 松 市	国 分 寺 町		問 題 点 ・ 課 題	
1 施設	<p>(名称) 高松市中央卸売市場(管理棟・青果棟・水産物棟・加工水産物等棟・花き棟など) (土地) 延べ:79,526㎡ (建物) ・ 管理棟 2,455㎡・青果棟 16,457㎡ ・ 水産物棟 11,731㎡・加工水産物棟ほか 6,860㎡ ・ 花き棟 3,306㎡ (概要) 中央卸売市場は、野菜、果実、魚類、花き等の生鮮食料品等の卸売のため開設される市場であって、卸売場、駐車場その他生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設け開場している。</p>	該当なし。			
2 事業	<p>(業務) 卸売市場法、高松市中央卸売市場業務条例及び同施行規則等に基づいて、施設の維持・管理と業務の許認可をはじめ、適正な取引が行われるよう指導・監督する。 (業者数) ・ 青果部 卸業者 2・仲卸業者 18・売買参加者 84 ・ 水産物部 卸業者 2・仲卸業者 16・売買参加者 118 ・ 花き部 卸業者 1・仲卸業者 1・売買参加者 173 ・ 関連事業者 第1種関連事業者 6・第2種関連事業者 32</p>				
				対 応 策	
				調 整 策	高松市の制度を適用する。

「消防防災関係事業について」に関する資料

常備消防について	150 ~ 153
防災団体等について	154
地域防災計画について	155
防災行政無線について	156

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 消防防災関係事業	
分類	常備消防	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 運営主体	高松市	高松市に事務委託
2 組織体制	<p>消防局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課</li> <li>— 予防課</li> <li>— 消防防災課</li> <li>— 情報指令課</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 北消防署 <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 朝日分署</li> </ul> </li> <li>— 南消防署 <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 太田出張所</li> <li>└ 仏生山出張所</li> <li>└ 円座出張所</li> </ul> </li> <li>— 東消防署 <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 川添出張所</li> <li>└ 山田出張所</li> </ul> </li> <li>— 西消防署 <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 綾歌東部分署</li> <li>└ 国分寺出張所</li> </ul> </li> </ul>	
3 消防署所	1局 4署 2分署 6出張所	

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
国分寺町では、綾上町、綾南町とともに綾歌東部消防事務協議会を設置し、共同で処理している事務がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、綾歌東部消防事務協議会で処理している事務の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、綾歌東部消防事務協議会で処理している事務の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 消防防災関係事業		部会名	消 防
分類	常備消防			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 人員	消防局 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課 13人</li> <li>— 予防課 19人</li> <li>— 消防防災課 6人</li> <li>— 情報指令課 19人</li> <li>— 北消防署 69人               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 朝日分署 32人</li> </ul> </li> <li>— 南消防署 46人               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 太田出張所 12人</li> <li>— 仏生山出張所 12人</li> <li>— 円座出張所 18人</li> </ul> </li> <li>— 東消防署 38人               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 川添出張所 12人</li> <li>— 山田出張所 18人</li> </ul> </li> <li>— 西消防署 38人               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 綾歌東部分署 21人</li> <li>— 国分寺出張所 12人</li> </ul> </li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">計 385 人</p>			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 消防防災関係事業					
分類	常備消防					
		現 況				
項目	高 松 市		国 分 寺 町			
5 消防車両	消防局	局指令車	1	広報車	2	
		調査車	1	支援車	1	
		査察車(軽)	2	積載車(軽)	1	
	北消防署	指令車	1	救助工作車	1	
		タンク車	1	広報車	1	
		ポンプ車	1	査察車	1	
		梯子車	2	積載車	1	
		化学起動車	1	電源照明車	1	
		高規格救急車	2	水槽車	1	
	朝日分署	ポンプ車	1	高規格救急車	1	
		化学車	2	査察車	1	
	南消防署	指令車	1	梯子車	1	
		タンク車	1	広報車	1	
		救助工作車	1	査察車	1	
		高規格救急車	1			
	太田出張所	タンク車	1			
	仏生山出張所	ポンプ車	1			
	円座出張所	ポンプ車	1	高規格救急車	1	
	東消防署	指令車	1	高規格救急車	1	
		タンク車	1	広報車	1	
		ポンプ車	1	査察車(軽)	1	
	川添出張所	ポンプ車	1			
	山田出張所	ポンプ車	1	高規格救急車	1	
西消防署	指令車	1	高規格救急車	1		
	タンク車	1	広報車	1		
	ポンプ車	1	査察車(軽)	1		
綾歌東部分署	指令車	1	高規格救急車	1		
	ポンプ車	2	査察車(軽)	1		
国分寺出張所	ポンプ車	1				

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 消防防災関係事業		部会名	消 防
分類	常備消防			
	現 況			
項 目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
6 綾歌東部消防 事務協議会	該当なし。	<p>(構成町) 国分寺町・綾上町・綾南町</p> <p>(目的) 共同して常備消防設立及び管理運営を図る。</p> <p>(組織) 委員9人(構成町の長、議長及び総務常任委員長)により組織する。</p> <p>(共同で処理している事務)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市との消防業務委託</li> <li>・消防署及び出張所の建設</li> <li>・消防施設の整備</li> <li>・施設の維持管理</li> <li>・補助金の申請及び起債の償還等</li> </ul> </p>		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 消防防災関係事業	
分類	防災団体等	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 防火団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松地区防火安全協会(会員数585事業所)</li> <li>・高松市幼少年婦人防火委員会</li> <li>・高松市幼年消防クラブ連絡協議会</li> <li>・高松市幼年消防クラブ(保育園幼稚園20クラブ)</li> <li>・高松市少年消防クラブ(小学校15クラブ)</li> <li>・高松市婦人防火クラブ連絡協議会</li> <li>・高松市婦人防火クラブ(28クラブ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国分寺町婦人防火クラブ(1クラブ)</li> </ul>
2 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>(組織数)</li> <li>326</li> <li>(結成自治会)</li> <li>407自治会</li> <li>(支援)</li> <li>高松市防災資機材助成要綱に基づき防災資機材を購入して配布している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(組織数)</li> <li>358</li> <li>(結成自治体)</li> <li>358自治体</li> <li>(支援)</li> <li>なし</li> </ul>

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
防火団体等及び自主防災組織に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-19 消防防災関係事業	
分類	地域防災計画	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 名称	高松市地域防災計画	国分寺町地域防災計画
2 策定年度	昭和39年 (平成8年度に震災対策編を作成している。)	昭和40年 (平成8年度に震災対策計画を作成している。)
3 目的	市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に係る災害予防、災害応急対策、および災害復旧に関し、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、本市の地域ならびに市民の生命、身体および財産を災害から保護する。	災害対策基本法第42条の規定に基づき、国分寺町の地域に係る関係機関等の防災に関し、災害時における総合的な運営を図り、町並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。
4 計画の内容	一般対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧・復興計画 5 財政金融措置 震災対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧計画 資料編	1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 震災対策計画 5 災害復旧計画 6 財政金融措置 資料編

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
地域防災計画に差異がある。

対 応 策
地域防災計画については、両市町の地域特性等を踏まえ、合併後速やかに国分寺町地域を含めた計画に見直す。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-19 消防防災関係事業	
分類	防災行政無線	
現況		
項目	高松市	国分寺町
1 目的	市内において、災害が発生し、または発生する恐れがあるとき、市民の安全の確保のため、災害情報の収集及び伝達を円滑に行うことを目的として、設置している。	
2 施設	<p>【移動系無線】</p> <p>施設整備年度 平成2年度</p> <p>基地局 高松市役所 本庁舎内</p> <p>移動局数 49局</p> <p>車載携帯型 25局</p> <p>集落可搬型 22局</p> <p>携帯型 2局</p> <p>周波数MHz 466.7625MHz</p> <p>(更新について、検討中。)</p>	<p>【移動系無線】</p> <p>施設整備年度 平成3年度</p> <p>基地局 国分寺町役場本庁舎内</p> <p>移動局数 29局</p> <p>車載携帯型 17局</p> <p>集落可搬型 -</p> <p>携帯型 12局</p> <p>周波数MHz 466.8625MHz</p>
	<p>【同報系無線】</p> <p>施設なし。</p> <p>(整備について、検討中。)</p>	<p>【同報系無線】</p> <p>施設整備年度 昭和60年度</p> <p>(平成16年度に更新)</p> <p>基地局 国分寺役場本庁舎内</p> <p>屋外拡声子局数 8局</p> <p>戸別受信機設置数 5,920戸</p> <p>周波数MHz 69.435MHz</p>
3 戸別受信機	該当なし。	<p>設置資格</p> <p>町内在住 公共機関 町内事業所等</p> <p>その他必要と認めるもの</p> <p>受信機</p> <p>貸与</p> <p>経費負担</p> <p>無償とする。但し、 については全額負担とする。</p>
<p>移動系無線</p> <p>車載型や携帯型の陸上移動無線局と基地局で通信を行うものであり、主として自治体内の通信手段。</p> <p>同報系無線</p> <p>市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の個別受信機を結び、地域住民への災害情報の伝達に活用されるもので、災害の予警報を一斉通報する同報通信方式が特徴的な利用形態。</p>		

部会名	総務
-----	----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線施設及び周波数が異なる。</li> <li>・両市町の基地局の接続方法等を検討する必要がある。</li> <li>・国分寺町では、町内事業所等を除き、戸別受信機を無償で貸与している。</li> <li>・高松市では、移動系無線の更新、同報系無線の整備を検討中である。</li> </ul>

対応策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動系無線の周波数は、1市町村1波が原則となっているが、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行の2波で運用する。</li> <li>・両市町の基地局の接続方法については、合併時までに調整するものとする。</li> <li>・戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整するものとする。</li> </ul>

調整案
<p>国分寺町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用する。</p> <p>戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整するものとする。</p>

「学校教育事業について」に関する資料

公立学校管理業務について	158
学校給食について	159
奨学制度等の支援制度について	160
保護者負担軽減対策について	161 ~ 163
学校教育指導について	164
公立幼稚園について	165

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 学校教育事業		
分類	公立学校管理業務		
	現 況		
項目	高 松 市		国 分 寺 町
1 幼稚園	(施設数) 18 園 (学級数) 70 学級 (園児数) 1,991 人	(施設数) 2園 (学級数) 20 学級 (園児数) 463 人	
2 小学校	(施設数) 41 校 1 分校 (学級数) 普通 579 学級 特殊 91 学級 (児童数) 普通 18,242 人 特殊 217 人	(施設数) 2校 (学級数) 普通 45 学級 特殊 5 学級 (児童数) 普通 1,571 人 特殊 9 人	
3 中学校	(施設数) 18 校 (学級数) 普通 245 学級 特殊 40 学級 (生徒数) 普通 8,630 人 特殊 70 人	(施設数) 1校 (学級数) 普通 20 学級 特殊 2 学級 (生徒数) 普通 735 人 特殊 3 人	
4 高等学校	(施設数) 1 校 (学級数) 普通科 24 学級 音楽科 3 学級 補習科 1 学級 (生徒数) 普通科 960 人 音楽科 94 人 補習科 37 人	該当なし。	

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
国分寺町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。

平成16年5月1日現在

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 学校教育事業	
分類	学校給食	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 調理・配送方法	・単独調理場22ヶ所、共同調理場17ヶ所において、市立小・中学校60校(小学校42校(分校1校を含む)中学校18校)の給食調理をしている。 ・共同調理場から、関係する小・中学校20校へ業者委託により給食の配送をしている。	・単独調理場3ヶ所において、町立幼稚園2園、小学校2校、中学校1校の給食調理をしている。 ・単独調理場から、給食調理員等が給食を配送している。
2 給食費	(幼稚園) 該当なし。 (小学校) 低学年 1食210円 中学年 1食225円 高学年 1食240円 (中学校) 1食260円	(幼稚園) 1食192円 (小学校) 1食218円  (中学校) 1食255円
3 献立作成方法	担当栄養職員が献立原案を作成し、献立原案作成部会において検討した後、献立委員会に諮り、献立が決定する。 なお、献立原案作成部会や献立委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。 (献立委員会) (開催回数) 1回/月 (委員構成) 学識経験者(医師)、小・中学校長(理事)、小・中学校PTA代表(理事)、学校栄養職員、調理員、教育委員会職員	担当栄養職員が献立原案を作成し、献立原案委員会において検討した後、献立委員会に諮り、献立が決定する。 なお、献立原案委員会や献立委員会は国分寺町学校給食会が設置している。 献立委員会 (開催回数) 1回/月 (委員構成) 給食会献立部長、栄養職員、主任給食調理員、各校(園)給食主任、事務局
4 給食材料購入方法	決定した献立に基づいて、学校給食会が設置する物資購入委員会において物資の確認等をした後、学校給食会において一括購入する。 なお、物資購入委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。	学校給食会が設置する物資購入委員会において、年2回主に使用する物資を決定した後、栄養職員が毎月決定した献立に基づいて、各校で購入する。 なお、物資購入委員会は国分寺町学校給食会が設置している。
5 幼稚園給食	該当なし。	単独調理場2カ所において、調理・配達を実施している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・調理・配送方法、給食費、献立作成方法及び給食材料購入方法に差異がある。 ・高松市では幼稚園給食を実施していない。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域の ・学校給食及び幼稚園給食については、国分寺町の調理場において実施するものとする。 ・給食の配送方法については、現行のとおり実施するものとする。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域の学校給食及び幼稚園給食については、国分寺町の調理場において実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 学校教育事業	
分類	奨学制度等の支援制度	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 奨学制度	<p>(奨学金支給制度) 支給対象 高松市に住所を有し、成績優秀かつ向学心の盛んな生徒で、家庭の経済的理由のため高等学校への進学が困難な者 支給金額 9,000 円/月</p> <p>(奨学金貸付制度) 高等学校等入学準備金貸付 貸付対象 高松市に住所を有し、高等学校等に入学を希望する者の保護者で、入学準備金の調達が困難な者 貸付限度額(無利子) 国・公立学校 私立学校 100,000円以内 返還方法 150,000円以内 6ヶ月据え置きの後、25ヶ月以内の割賦弁済</p>	<p>(奨学金支給制度) 該当なし。</p> <p>(奨学金貸付制度) 奨学金貸付 貸付対象 国分寺町内に保護者が住所を有し、経済的な理由により修学することが著しく困難な者 貸付金額 高校 国公立自宅 18,000円/月           自宅外 23,000円/月           私立 自宅 30,000円/月           自宅外 35,000円/月 大学等 国公立 30,000円/月           私立 50,000円/月</p>
2 要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業	<p>(学用品費、通学用品費等) 国の基準で支給している。</p> <p>(学校給食費) 実費を支給している。</p> <p>(修学旅行費) 実費を支給している。</p> <p>(市単独分) 算数セット及び英和辞典等の新入学児童生徒学用品費(限度額あり)や集団宿泊学習費を支給している。</p>	<p>(学用品費、通学用品費等) 高松市と同じ。</p> <p>(学校給食費) 国の基準で支給している。</p> <p>(修学旅行費、校外活動費) 国の基準で支給している。</p> <p>(町単独分) 支給していない。</p>
3 特殊教育児童・生徒就学奨励事業	<p>学用品費、通学用品費等、要保護および準要保護児童生徒就学奨励費の半額を支給。ただし、通学費については実費を支給している。</p>	<p>国の基準で支給している。</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国分寺町には奨学金支給制度がない。</li> <li>・奨学金貸付制度に差異がある。</li> <li>・要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業、特殊教育児童・生徒修学奨励事業の支給内容に差異がある。</li> </ul>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域の奨学金貸付については、合併時において制度の適用を受けている者に限り、高等学校、大学等の修学年限に相当する期間、支給するものとする。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域の奨学金貸付については、合併時において制度の適用を受けている者に限り、高等学校、大学等の修学年限に相当する期間、支給するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 学校教育事業																																				
分類	保護者負担軽減対策																																				
現 況																																					
項目	高 松 市	国 分 寺 町																																			
1 就園奨励費補助	(対象) 市内に住所を有し、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者で、市民税が102,100円以下の世帯 (支給額)	(対象) 国分寺町内に住所を有し、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者で、町民税が均等割以上の世帯 (支給額)																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>授業料等減免措置階層区分</th> <th>減免限度額(円) (1人当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市立幼稚園</td> <td>市民税所得割額非課税世帯(生活保護世帯を含む)</td> </tr> <tr> <td>第1子 20,000</td> </tr> <tr> <td>第2子 42,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">私立幼稚園</td> <td>市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)</td> </tr> <tr> <td>第1子 137,700</td> </tr> <tr> <td>第2子 196,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">幼稚園</td> <td>市民税所得割額非課税世帯</td> </tr> <tr> <td>第1子 104,900</td> </tr> <tr> <td>第2子 176,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">幼稚園</td> <td>市民税所得割額8,800円以下</td> </tr> <tr> <td>第1子 80,400</td> </tr> <tr> <td>第2子 161,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">幼稚園</td> <td>市民税所得割額8,801円以上102,100円以下</td> </tr> <tr> <td>第1子 56,500</td> </tr> <tr> <td>第2子 147,000</td> </tr> <tr> <td>第3子 64,000</td> </tr> <tr> <td>第3子 246,000</td> </tr> <tr> <td>第3子 241,000</td> </tr> <tr> <td>第3子 237,000</td> </tr> </tbody> </table>	授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)	市立幼稚園	市民税所得割額非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 20,000	第2子 42,000	私立幼稚園	市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 137,700	第2子 196,000	幼稚園	市民税所得割額非課税世帯	第1子 104,900	第2子 176,000	幼稚園	市民税所得割額8,800円以下	第1子 80,400	第2子 161,000	幼稚園	市民税所得割額8,801円以上102,100円以下	第1子 56,500	第2子 147,000	第3子 64,000	第3子 246,000	第3子 241,000	第3子 237,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>授業料等減免措置階層区分</th> <th>減免限度額(円) (1人当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市立幼稚園</td> <td>市民税所得割額非課税世帯(生活保護世帯を含む)</td> </tr> <tr> <td>第1子 20,000</td> </tr> <tr> <td>第2子 42,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">私立幼稚園</td> <td>該当なし。</td> </tr> <tr> <td>国分寺町では私立幼稚園がない。</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>	授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)	市立幼稚園	市民税所得割額非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 20,000	第2子 42,000	私立幼稚園	該当なし。	国分寺町では私立幼稚園がない。
授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)																																				
市立幼稚園	市民税所得割額非課税世帯(生活保護世帯を含む)																																				
	第1子 20,000																																				
	第2子 42,000																																				
私立幼稚園	市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)																																				
	第1子 137,700																																				
	第2子 196,000																																				
幼稚園	市民税所得割額非課税世帯																																				
	第1子 104,900																																				
	第2子 176,000																																				
幼稚園	市民税所得割額8,800円以下																																				
	第1子 80,400																																				
	第2子 161,000																																				
幼稚園	市民税所得割額8,801円以上102,100円以下																																				
	第1子 56,500																																				
	第2子 147,000																																				
第3子 64,000																																					
第3子 246,000																																					
第3子 241,000																																					
第3子 237,000																																					
授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)																																				
市立幼稚園	市民税所得割額非課税世帯(生活保護世帯を含む)																																				
	第1子 20,000																																				
	第2子 42,000																																				
私立幼稚園	該当なし。																																				
	国分寺町では私立幼稚園がない。																																				
2 私立幼稚園就園費補助	(対象) 市内に住所を有し、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者で、市民税が102,100円を超える世帯 (補助額) 年額27,600円。途中入園の場合は月割となる。	該当なし。 国分寺町では私立幼稚園がない。																																			

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・国分寺町においては、第3子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成及び大学等教育資金融資制度利用者利子補給を実施していない。</p> <p>・児童生徒副読本支給の内容、中学校新人・総合体育大会及び学校行事等参加補助に差異がある。</p> <p>・高松市においては、修学旅行等補助を実施していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、国分寺町地域における修学旅行等補助については、合併年度は現行のとおりとし、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、国分寺町地域における修学旅行等補助については、合併年度は現行のとおりとし、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 学校教育事業	
分類	保護者負担軽減対策	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
3 第3子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成	(対象) 同一保護者が、現に養育している3人以上の児童のうち、その出生の順番が第3位以降であり、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者 (補助額) 市民税の課税額により、6の階層に分け、就園奨励費の限度額を超えない金額	該当なし。
4 児童生徒副読本支給	(費用負担) 高松市が負担 (内容) ・小学校1～6年生「わたしたちの体育」、「道徳(なかよし・ともに生きる・わたしのいく道)」 ・小学校3～4年生に「高松の今と昔」 ・中学校1～3年生に「道徳(かけがえのない君だから)」	(費用負担) 国分寺町が負担 (内容) ・小学校3～4年生「わたしたちの町国分寺町」
5 大学等教育資金融資制度利用者利子補給	金融機関から教育資金の融資を受けた保護者の経済的な負担を軽減するために、融資を受けた入学資金に係る約定利子(利子の年間支払額)のうち年利1%相当額(限度額2万円)を一定期間利子補給する。	該当なし。
6 修学旅行等補助	該当なし。	小学生に1人400円、中学生に1人500円修学旅行費を補助している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 学校教育事業	
分類	保護者負担軽減対策	
	現 況	
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
7 中学校新人・総合体育大会	<p>(補助内容) 高松市中学校体育部に對し、大会に参加する生徒輸送費の保護者負担の軽減を図るため、補助金を交付している。補助金は、参加生徒輸送費支給基準により、一部補助している。</p> <p>(高松市中学校新人体育大会) 輸送費の一部を補助 (香川県中学校新人体育大会) 補助なし (高松市中学校総合体育大会) 輸送費の一部を補助 (香川県中学校総合体育大会) 補助なし (四国中学校総合体育大会) 交通費の全額を補助 (全国中学校総合体育大会) 交通費の全額を補助</p>	<p>(補助内容) 国分寺中学校生徒に對し、大会に参加する生徒輸送費・宿泊費の保護者負担の軽減を図るため、補助金を交付している。</p> <p>(綾歌郡中学校新人体育大会) 輸送費の全額を補助 (香川県中学校新人体育大会) 輸送費の全額を補助 (綾歌郡中学校総合体育大会) 輸送費の全額を補助 (香川県中学校総合体育大会) 輸送費の全額を補助 (四国中学校総合体育大会) 交通費・宿泊費の全額を補助 (全国中学校総合体育大会) 交通費・宿泊費の全額を補助</p>
8 学校行事等参加補助	<p>(小学校) 男木、女木小学校児童が体験学習の際に利用する船賃を支給。また、菅沢分校の児童が学校行事等で本校を往復する際のタクシー代を負担している。 (中学校) 男木中学校生徒が体験学習の際に利用する船賃を支給。体育部活動(新人・総体を除く)及び文化部活動の大会参加に要する経費は、保護者負担している。</p>	<p>(小学校) (該当なし) (中学校) 体育部活動の非公式大会に要する経費(交通費・宿泊費)について半額補助している。 文化部活動の大会参加に要する経費(交通費・宿泊費・楽器輸送費)について全額補助している。</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 学校教育事業	
分類	学校教育指導	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 教育用パソコン整備状況	国の基準どおり、小中学校ともにパソコン教室は児童生徒1人1台を達成し、校内LAN関係では普通教室2台特別教室6台の整備を実施済み。	国の基準どおり、小中学校ともにパソコン教室は児童生徒1人1台を達成し、校内LAN関係では配線工事は完備しているが、普通教室・特別教室のパソコンが未設置。
2 英語指導助手派遣	<p>(配置状況)</p> 市招致英語指導助手 5名を9中学校に配置 県招致英語指導助手 6名を9中学校に配置	<p>(配置状況)</p> 町招致英語指導助手 1名を1中学校、2小学校、2幼稚園に配置 県招致英語指導助手 該当なし。
	<p>(派遣回数)</p> 小学校 要請により、派遣 中学校 3週間に約2回 幼稚園 該当なし。	<p>(派遣回数)</p> 小学校 2小学校に毎週4回 中学校 1中学校に毎週4回 幼稚園 2幼稚園に毎週1回

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
英語指導助手の配置状況及び派遣回数に差異がある。

対 応 案
高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 学校教育事業	
分類	公立幼稚園	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 幼稚園授業料の金額	月額 5,900円	月額 5,000円
2 幼稚園授業料の納付方法等	幼稚園が保護者より、その月の10日までに口座振替等で徴収。	町が幼稚園の保護者より、その月の10日までに口座振替等で徴収。
3 園児募集方法	園児募集要項を定め、広報、ホームページの掲載と各園に通知する。 入園手続きは各園で実施する。 募集定員を超えて応募の場合は、抽選会を実施し、入園者を決定する。	園児募集要項により、広報及び防災行政無線放送により保護者に周知する。 入園手続きは、各園及び教育委員会で実施する。 町内に住所がある場合は原則として受け入れる。
4 園区	該当なし。	北部幼稚園 新居及び国分地区 南部幼稚園 福家、新名及び柏原地区
5 定員	(3歳児) 1クラス35人まで、25人を超えれば常勤講師を1名加配する。 (4歳児) 1クラス35人  (5歳児) 1クラス35人	(3歳児) 1クラスおおむね25人まで、20人を超えれば常勤講師を1名加配する。 (4歳児) 1クラスおおむね、30人以下  (5歳児) 1クラスおおむね、35人以下

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・幼稚園授業料、授業料の納付方法等及び、園児募集方法に差異がある。 ・国分寺町には、園区がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域における ・幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において高松市の授業料と同額になるように段階的に調整するものとする。 ・幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ・園区は現行のとおりとする。 なお、学級定員の取扱いについては、合併時に在園中の者が卒園するまでは、現行のとおり継続するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域における幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において高松市の授業料と同額になるように段階的に調整するものとする。 幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 国分寺町地域の園区は現行のとおりとする。